令和5年度 包括外部監査結果報告書 (概要版) 令和5年12月

神奈川県包括外部監査人 公認会計士 佐久間清光

本報告書における記載内容等の注意事項

1 端数処理

監査人が入手した資料等を使用する場合、その数値をそのまま使用して表等を作成しているため、端数処理が不明瞭な場合がある。

2 報告書の数値・表記等の出典

本報告書の数値・表記等は、原則として神奈川県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

本報告書の数値等のうち、神奈川県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織以外から入手した資料の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表記したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨を明示している。

3 「指摘事項」及び「意見」の区分

本報告書では、監査の結論を「指摘事項」と「意見」に分けて記載している。

「指摘事項」は、地方自治法第252条の37第5項に規定される「監査の結果に関する報告」として提出するものであり、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたものである。

「意見」は、地方自治法第252条の38第2項に規定される「組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見として提出する」もので、地方自治法第252条の37第1項に規定される、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」並びに第15項「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定される地方自治体が達成すべき趣旨、いわゆる経済性・効率性・有効性の観点から監査した結果、「指摘事項」に次いで改善を要望するものである。

目次

第 1	タ	\部監査の概要 1
	I	監査の種類
	I	選定した特定の事件 (監査テーマ) 1
	Ш	監査対象年度
	IV	監査対象局(受検局等) 1
	V	監査の実施期間 1
	VI	包括外部監査人及び補助者 1
	1	包括外部監査人 1
	2	補助者 1
	VII	特定の事件を選定した理由 2
	VIII	外部監査の方法 3
	1	監査の要点 3
	2	主な監査手続 3
	IX	利害関係 3
第 2	監	査対象の事業内容 4
	Ι	産業労働局の主な概要 4
	1	産業労働局の事業内容 4
	2	職員及び組織の状況 5
	3	財務状況の推移 8
	Π	産業労働局の実施事業 8
	1	エネルギー・環境 8
	2	産業・労働 [©]
	3	県民生活
	Ш	出先機関及び各種施設
	1	計量検定所
	2	かながわ労働センター
	3	障害者雇用促進センター
	4	産業技術短期大学校
	5	東部総合職業技術校、西部総合職業技術校14
	6	神奈川障害者職業能力開発校
	IV	産業労働局所管の財政援助団体等 15
	1	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所18
	2	公益財団法人神奈川産業振興センター18

	3	神奈川県中小企業団体中央会	19
	4	神奈川県商工会連合会	19
	5	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会	19
	6	商工会議所(横浜/川崎/相模原/横須賀/藤沢/平塚/小田原箱根/厚木)	20
	7	一般社団法人神奈川県トラック協会	20
	8	一般社団法人神奈川県バス協会	20
	9	神奈川県信用保証協会	21
	10	一般財団法人あしがら勤労者いこいの村	21
	11	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会	21
	12	職業訓練法人神奈川能力開発センター	22
	13	公益財団法人神奈川県労働福祉協会	22
	14	神奈川県職業能力開発協会	23
	V	産業労働局の主要な情報システム	23
	1	主要な情報システムの概要	23
	VI	公益財団法人神奈川産業振興センター(以下「KIP」という。)について	24
	1	目的等	24
	2	K I Pの事業内容	24
	3	職員及び組織の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	4	財務状況の推移	27
	5	K I Pの実施事業	29
	6	K I Pの主要な情報システム	32
第3	監	査の結果	33
	Ι	産業部産業振興課の事業について	33
	1	委託事業における参加事業者に対する暴力団排除手続について	33
	2	委託事業に係る成果物等の帰属について	34
	3	委託業務への参加募集時に参加希望事業者から提出を受ける見積書について	34
	4	「HATSU 鎌倉」の名称及びロゴについて	35
	П	産業部企業誘致・国際ビジネス課の事業について	36
	1	企業誘致施策における各種補助金(インベスト神奈川助成金、セレクト神奈川	1
	0 0	補助金、セレクトNEXT補助金、企業誘致促進賃料補助金)について	36
	2	神奈川県企業立地支援事業審査会の運営について	36
	3	神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助、日本貿易振興機構補助金、	横
	浜貿	【易協会補助金及び横浜インドセンター補助金について	36
	4	外国企業誘致促進事業費について	37
	5	中小企業外国人材採用支援事業費について	37
	6	中小企業海外展開支援事業費について	37

Ш	産業部エネルギー課の事業について 39
1	補助事業者に対する現地調査の実施について39
2	補助事業者に対するアンケート調査の実施について39
3	各種補助金に係るチェックリスト等の見直しについて40
4	自家消費型太陽光発電等導入費補助の補助金額の近隣自治体との比較分析につい
τ	40
5	EV 等導入促進事業 (EV 導入費補助) の補助金額の近隣自治体との比較分析につい
τ	
6	太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助金額の近隣自治体との比較分析につい
τ	
IV	中小企業部中小企業支援課の事業について 42
1	ビジネスモデル転換事業費補助金交付後の売上高等の報告について42
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について 42
3	かながわ Pay(第2弾)について 43
V	中小企業部商業流通課の事業について 45
1	商店街の現状と神奈川県の取組みについて45
2	商店街等プレミアム商品券支援事業費補助の実施状況について45
3	商店街等名産PR事業費補助の効果検証と今後の継続について46
4	若手商業者等交流会開催の有効性について 46
5	商店街インバウンド受入推進事業費の有効性について 47
6	商店街魅力アップ事業費補助の効果検証について 47
7	商店街観光ツアーの効果検証について 47
8	若手商業者グループへのコーディネーター派遣及び商店街振興アドバイザー派遣
のネ	「効性について 48
9	運輸事業振興助成交付金の実績の調査について 48
VI	中小企業部金融課の事業について 49
1	中小企業制度融資について 49
2	中小企業高度化資金について 49
VII	労働部雇用労政課の事業について50
1	神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の電気料金等の按分計算について 50
2	神奈川県立かながわ労働プラザの実績報告書の公表について50
3	神奈川県立かながわ労働プラザの持続可能性について51
4	神奈川県立かながわ労働プラザの貸会議室にかかわる未利用コストについて 51
5	神奈川県立かながわ労働プラザの適切な維持管理について51
6	雇用労政課及び出先機関における備品等の管理状況について52
7	労働センターの外国人労働相談の見直しについて 52

	8	かながわ労働センター川崎支所における夜間労働相談の有効性について	52
	9	出先機関で保有する絵画の取扱いについて	53
	10	就労支援施設の稼働率向上について	53
	11	就職氷河期世代支援の有効性について	53
	12	障害者雇用率の向上に向けた施策について	54
	VIII	労働部産業人材課の事業について	55
	1	公共職業能力開発施設の募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフ	'レ
	ット	・などについて	55
	2	SNSの活用について	55
	3	神奈川県立東部総合職業技術校の未納授業料の回収について	56
	4	障害者就職促進委託訓練実施業務の改善について	56
	5	神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校の中退者につ	いい
	τ.		56
	6	神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校の就職中退者	1=
	対す	⁻ るフォロー体制の構築について	57
	7	神奈川県立産業技術短期大学校の入校状況について	57
	8	神奈川県立産業技術短期大学校の施設の老朽化について	58
	IX	KIP(公益財団法人神奈川産業振興センター)の事業について	59
	1	正味財産増減計算書と財務諸表の注記の記載について	59
	2	正味財産増減計算書内訳表について	59
	3	センタービルの施設の利用促進について	61
	4	アクセス記録について	61
	5	USB メモリの管理について	62
第4	- 指	諸摘・意見の一覧表	64

第1 外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び神奈川県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

Ⅱ 選定した特定の事件(監査テーマ)

「産業労働局の事業に関する財務事務の執行について」及び「公益財団法人神奈川産業振 興センター (財政的援助団体)」

Ⅲ 監査対象年度

令和4年4月1日から令和5年3月31日 ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

Ⅳ 監査対象局(受検局等)

- ・産業労働局及び公益財団法人神奈川産業振興センター
- ・環境農政局脱炭素戦略本部室(令和5年6月の組織再編により産業労働局産業部エネルギー課が当室に移管されたため、当室がエネルギー課の監査を受検)

V 監査の実施期間

令和5年4月5日から令和5年12月20日まで

なお、終了時期が12月20日であるのは、包括外部監査報告書を知事・議会議長・監査委員に提出し、令和6年度の予算編成・審議等の参考に供するためである。

VI 包括外部監査人及び補助者

1 包括外部監査人

資格等	氏	:名
公認会計士	佐久間	清光

2 補助者

資格等	氏名
弁護士	大野 憲太郎
公認情報システム監査人	中山 雅敬
公認会計士	秋元 創一郎
公認会計士、税理士	内田 正美
公認会計士	上倉 要介
公認会計士	小泉 淳

公認会計士	黒野 孝
公認会計士、税理士	小林 智之
公認会計士、税理士	髙木 研弥
公認会計士、税理士	立花 裕士
税理士、中小企業診断士	山城 登久二
公認会計士、税理士	渡邊 靖雄

Ⅲ 特定の事件を選定した理由

神奈川県では、令和7年度を目標年次とする「かながわグランドデザイン基本構想」の実現に向けて、その実施計画を策定・実施しており、包括外部監査の対象事業年度である令和4年度の財務事業は、その第3期実施計画の最終年度にあたる。この実施計画には、五つの柱(I健康長寿、II経済のエンジン、III安全・安心、IVひとのチカラ、Vまちづくり)ごとに複数の重点施策が設けられている。令和4年度の神奈川県の予算は、これらの重点施策に加え、新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍における生活困窮者対策が加えられ、当初予算の総計が4,618,585百万円であった。

一方、産業労働局の事業は、①新たなエネルギー政策の推進、②中小企業の経営基盤強化と経営安定化、③創業の促進と経営革新への支援強化、④産業集積の促進と海外との経済交流の促進、⑤国家戦略特区等を活用した成長産業の創出・育成、⑥商業など地域の生活に根ざした産業の振興、⑦就業支援の充実、⑧産業・雇用の環境変化に対応した産業人材の育成、⑨外国人材の育成・活躍支援などであり、いずれも実施計画に基づく重点施策、新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍における生活困窮者対策に深くかかわっていることから、監査テーマとすべき質的な重要性が認められる。しかも、産業労働局の事業は、令和4年度において、当初予算が46,191百万円(労働委員会費を含む)であることから、監査テーマとすべき金額的な重要性も認められる。

また、公益財団法人神奈川産業振興センター(財政的援助団体)は、神奈川県から補助金等を受け入れ、神奈川における中小企業等の経営基盤の強化や新規創造及び新分野進出促進に関する事業を総合的に実施しており、産業労働局の事業との関連性が密接であることから、監査テーマとすべき重要性が認められる。

なお、今回の監査のテーマに関連するものとして、平成13年度に中小企業資金会計等が、 平成24年度に労働行政等が、平成28年度に公益財団法人神奈川産業振興センター等が取り上げられているが、これらの監査テーマは、いずれも、産業労働局及び公益財団法人神奈川産業振興センターの事業全体を網羅的には対象としていなかったこと、また現在までに相当な期間が経過していることから、あらためて3E(経済性・効率性・有効性)等の監査を実施する必要性も認められる。

したがって、令和5年度の監査のテーマを「産業労働局の事業に関する財務事務の執行について」及び「公益財団法人神奈川産業振興センター(財政的援助団体)」とすることとし

た。

Ⅷ 外部監査の方法

1 監査の要点

産業労働局の事業に関する財務事務の執行及び公益財団法人神奈川産業振興センターについて、経済性、効率性、有効性、関係法令等の準拠性を中心に監査を実施した。

2 主な監査手続

関係法令・条例・規則、予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認めた監査手続を実施した。

区 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

I 産業労働局の主な概要

1 産業労働局の事業内容

神奈川県は令和7年度を目標年次とする「かながわグランドデザイン基本構想」の実現に 向けて、その実施計画を策定・実施していて、令和4年度は第3期実施計画の最終年度にあ たる。

実施計画では主要施策を示しており、主要施策は、神奈川県が着実に実施していく施策・ 事業を体系化することにより、神奈川県の政策の全体像を総合的・包括的に示したものであ り、七つの政策分野別に体系化している。

政策分野は、①エネルギー・環境、②安全・安心、③産業・労働、④健康・福祉、⑤教育・ 子育て、⑥県民生活、⑦県土・まちづくり、に分類されている。

産業労働局の事業は、特に「③産業・労働」と強く関連しており、他には「①エネルギー・環境」、「⑥県民生活」と関わりがある。

表 2- I-1-1 産業労働局の施策体系表

衣 2-1-1-1	生果カ側向り旭東 将永衣	
政策分野	施策の柱	主要施策
エネルギ	新たなエネルギー政策の推	再生可能エネルギー等の導入促進
ー・環境	進	安定した分散型エネルギー源の導入促進
		省エネルギーの促進とスマートコミュニテ
		ィの形成
産業・労働	中小企業の経営基盤強化と	総合的な中小企業支援体制の整備
	経営安定化	経営基盤の強化・安定化に向けた金融支援
	創業の促進と経営革新への	ベンチャーなどの創出・育成
	支援の強化	ものづくり高度化への支援
	産業集積の促進と海外との	企業立地や設備投資などの促進
	経済交流の促進	県内企業の海外展開への支援と海外との経
		済交流の促進
	国家戦略特区等を活用した	ロボット関連産業の創出・育成
	成長産業の創出・育成など	
	商業など地域の生活に根ざ	まちのにぎわいを創出する商業・商店街の振
	した産業の振興	興
		伝統的工芸品など地域に根ざした産業の振
		興
	就業支援の充実	若年者の就業支援
		中高年齢者の就業支援
		障がい者の雇用促進・職業訓練

		女性の就業支援		
		安心して働ける労働環境の整備		
産業・雇用の環境変化に対応		企業や求職者のニーズに応じた人材育成		
した産業人材の育成		技術・技能の向上と技能に親しむ機運の醸成		
	外国人材の育成・活躍支援	留学生などの外国人材の受入れ		
県民生活	男女共同参画社会の実現と	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラン		
	女性の活躍支援	ス)の実現		

(入手資料より監査人が作成)

2 職員及び組織の状況

(1)職員の状況

令和4年6月1日時点における、産業労働局の職員の状況は表 2-I-2-1のとおりである。 なお、産業労働局産業部エネルギー課は、令和5年6月1日の組織再編に伴って、環境農 政局に設置された脱炭素戦略本部室に再編されたが、本報告書においては、監査対象年度で ある令和4年度の組織として取り扱っている。

表 2- I-2-1 職員配置表(本庁機関と出先機関)

(単位:人)

区分			併任・ 兼任 職員数 (外数)	交流 職員数 (外数)	再任用 職員数 (内数)
本庁	産業労働局長	1			
機関	副局長兼産業労働局総務室長	1			
	参事監(エネルギー担当)	1			1
	兼環境農政局参事監(地球温暖化対策担当)				
	参事監(事業者支援担当)	1			1
	産業部長	1			
	エネルギー担当部長	1			
	兼環境農政局地球温暖化対策担当部長				
	中小企業部長	1			
	労働部長	1			
	総務室	22			1
	産業振興課	34	1	1	
	企業誘致・国際ビジネス課	21			

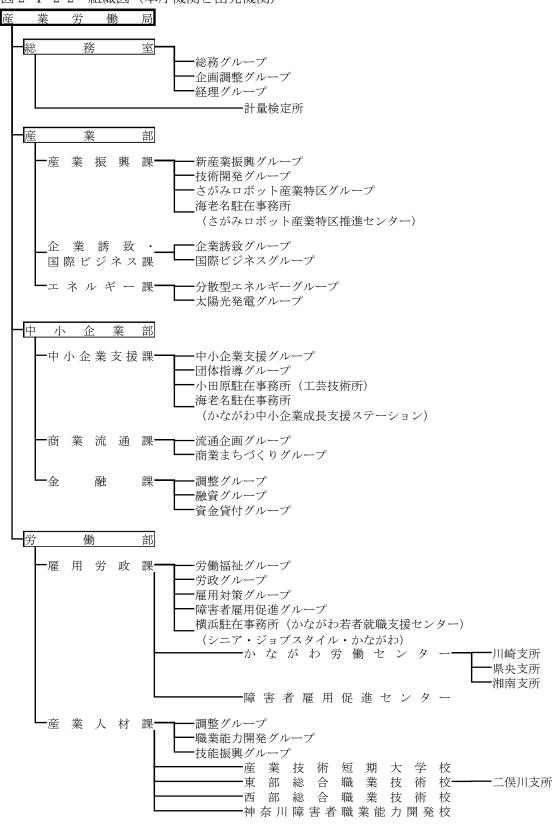
	エネルギー課	20		1	
	中小企業支援課	53			3
	商業流通課	13			1
	金融課	16			
	雇用労政課	33			3
	産業人材課	21			
	本庁機関計	241	1	2	10
出先	計量検定所	17			1
機関	かながわ労働センター	22			5
	同 川崎支所	8			2
	同 県央支所	8			3
	同 湘南支所	8			1
	障害者雇用促進センター	11	2		2
	産業技術短期大学校	50			3
	東部総合職業技術校	58	7		5
	西部総合職業技術校	46			3
	神奈川障害者職業能力開発校	25			4
	出先機関計	253	9	0	29
	合計	494	10	2	39

(入手資料より監査人が作成)

(2)組織の状況

令和4年6月1日時点における、産業労働局の組織は図2-I-2-2のとおりである。

図 2- I-2-2 組織図(本庁機関と出先機関)



3 財務状況の推移

平成30年度から令和4年度の歳出状況は、表2-I-3-1のとおりである。

表 2- I -3-1 歳出状況の推移

(単位	: 百万円)
	R4年度
	/ -> //* -

費目	課	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4年度 (予算現 額)
労	総務室	4	5	5	4	4	5
働	雇用労政課	391	311	513	1, 224	657	704
費	産業人材課	2, 005	1,873	1,720	1, 901	2, 754	3, 040
	労働費計	2, 401	2, 189	2, 239	3, 130	3, 415	3, 750
商	総務室	55	52	607	503	72	80
エ	産業振興課	3, 080	3, 277	3, 920	4, 363	3, 519	3, 556
費	企業誘致・国際 ビジネス課	4, 787	4, 425	2, 165	947	1, 400	1,520
	エネルギー課	365	544	454	504	1, 089	1, 346
	中小企業支援課	2, 552	2, 602	70, 399	506, 854	84, 462	101, 918
	商業流通課	1,010	1,030	1, 059	1,063	2, 395	2, 493
	金融課	1, 950	1,826	7, 481	12, 885	16, 537	18, 507
	商工費計	13, 802	13, 757	86, 089	527, 123	109, 477	129, 423
	産業労働局計	16, 204	15, 947	88, 328	530, 253	112, 893	133, 173

(入手資料より監査人が作成)

Ⅱ 産業労働局の実施事業

1 エネルギー・環境

(1) 新たなエネルギー政策の推進

① 再生可能エネルギー等の導入促進

再生可能エネルギー等の導入を促進し、災害時も停電のないくらしを実現するため、自家 消費型太陽光発電への導入支援や、民間事業者と連携した太陽光発電の共同購入による導 入拡大に取り組むとともに、普及啓発を進める。

② 安定した分散型エネルギー源の導入促進

発電出力が不安定な太陽光発電などの再生可能エネルギーの安定した利用などを図るた め、蓄電池の導入支援や、電気自動車 (EV) に蓄えられた電力を家で活用可能とする V2H (Vehicle to Home)、ガスコージェネレーションの普及に取り組む。

水素エネルギーを日常の生活や産業活動で利活用する「水素社会」の実現に向けて、水素 需要の拡大に不可欠な、燃料電池自動車 (FCV) の導入促進や、水素ステーションの整備促 進を図るとともに、普及啓発に取り組む。

③ 省エネルギーの促進とスマートコミュニティの形成

SDGs のゴールであるエネルギーや気候変動対策などの推進につながるスマートコミュニティの形成に向けて、エネルギー自立型の住宅・ビル・街の実現を図るため、ネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH) 及びビル (ZEB) の導入促進や、ZEH 化が困難な既存住宅の省エネ化の促進に取り組む。

2 産業・労働

(1) 中小企業の経営基盤強化と経営安定

① 総合的な中小企業支援体制の整備

神奈川県内企業の活性化、経営基盤強化、組織化を図るため、商工会議所等を通じて、経営相談、金融相談など経営改善を支援する。また、公益財団法人神奈川産業振興センターによる経営相談、診断、情報提供、取引あっせんなどを支援する。

中小企業・小規模企業が、経営状況が下降する前から兆しに気づき、早期に必要な対策を 講じることにより企業経営をより健全な状態に近づけていく、「企業経営の未病改善」の取 組みを推進する。

消費者の利便性と事業者の生産性を向上させるキャッシュレスを推進するため、導入希望のある商業者などを支援する。

営業用トラック・バスの輸送力の確保等を図り、安全・快適で環境にやさしい運輸サービスや公共交通を確保するため、神奈川県トラック協会、神奈川県バス協会等が行う交通安全対策事業、環境対策事業等を支援する。

② 経営基盤の強化・安定化に向けた金融支援

「生産性向上支援融資」や「事業振興融資」の融資期間を拡充し、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者等を金融面から支援する。

中小企業制度融資を利用する中小企業者等の負担を軽減するため、「生産性向上支援融資」の保証料補助を拡充するなど、中小企業者の信用保証料を支援する。

(2) 創業の促進と経営革新への支援強化

① ベンチャーなどの創出・育成

成長性の高いベンチャー企業の創出や育成を図るため、起業家の創出拠点と、ベンチャー 企業の成長促進拠点において、ベンチャー企業の成長段階に応じた支援プログラムを実施 する。

ベンチャー企業の創出及び成長促進に向けて、起業啓発イベントのほか、個別相談や伴走型支援、コミュニティ形成を促すためのイベント、大企業等との協業支援を行う。

② ものづくり高度化への支援

神奈川県内産業界のイノベーションを促すため、地方独立行政法人神奈川県立産業技術

総合研究所を中心に基礎研究から事業化までの一貫した支援を行うほか、大企業、大学など と連携して、神奈川県内中小企業の技術高度化の促進に取り組む。

神奈川県内企業のDXを促進するため、データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトを募集・採択し、事業化に向けた進捗管理や専門家の助言を行うとともに、経費の一部を支援する。

(3) 産業集積の促進と海外との経済交流の促進

① 企業立地や設備投資などの促進

神奈川県内経済の活性化と雇用の創出を図るため、経済的インセンティブによる支援などにより、県外・国外からの企業誘致や県内企業の投資の促進に取り組む。

神奈川県企業誘致促進協議会、海外駐在員が行う企業誘致プロモーション活動により、県内誘致を促進する。

② 神奈川県内企業の海外展開への支援と海外との経済交流の促進

海外駐在員、大連・神奈川経済貿易事務所と連携し、ビジネス交流会の企画・実施、ビジネス情報の提供等を行うなど、神奈川県内中小企業の海外展開を支援する。

外国企業や関係機関に神奈川県の経済、投資環境等を紹介するとともに、海外駐在員が現 地で企業誘致プロモーションを行うことで、外国企業の神奈川県内誘致の促進を図る。

(4) 国家戦略特区等を活用した成長産業の創出・育成

① ロボット関連産業の創出・育成

ドローンや自動運転など様々な生活支援ロボットの実用化・普及を図り、関連産業の成長 を促すため、「さがみロボット産業特区」などの取組みを推進する。

技術マッチング活動促進及び特区への参加を促進する WEB サイトの運用、実証実験の場を提供し、ロボットの開発を支援する。

(5) 商業など地域の生活に根ざした産業の振興

① まちのにぎわいを創出する商業・商店街の振興

神奈川県内外から人を引きつけるために商店街の魅力を高める事業など、地域商業の持続的な活性化への取組みを支援する。

神奈川県内各地域の商店街の魅力をより多くの人々に再発見してもらうとともに、商業者の意欲を高めるため、地域と商店街を巡る商店街観光ツアー事業を支援する。

② 伝統的工芸品など地域に根ざした産業の振興

伝統的工芸品など、神奈川にある魅力的な地域資源の発掘・活用を促進し、地域の特色ある産業の振興を図る。

技術の向上と発展を目指して、技術相談及び技術情報の提供などの技術支援を行うとともに、地域に根ざした産業の後継者を育成する。

(6) 就業支援の充実

① 若年者の就業支援

若年者の就職を支援するため、かながわ若者就職支援センターにおいて、非正規雇用等の 若年者を対象に、キャリアカウンセリングや就職活動支援セミナーなどを実施する。

② 中高年齢者の就業支援

中高年齢者の再就職を支援するため、シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、多様 な就業ニーズに対応したキャリアカウンセリングや専門相談等を実施する。

高年齢者に対し、臨時的・短期的な就業機会を確保し提供するシルバー人材センター事業を支援する。

③ 障害者の雇用促進

障害者の雇用を促進するため、フォーラムの開催などによる普及啓発に取り組むととも に、障害者雇用促進センターにおいて中小企業への個別訪問などの支援を行う。

④ 女性の就業支援

女性の就業を支援するため、マザーズハローワーク横浜において、国と連携して、キャリアカウンセリングや労働相談等、就労前から就業後までの幅広い相談事業等を行う。

⑤ 安心して働ける労働環境の整備

かながわ労働センターにおいて、労働相談に応じるほか、労働講座の実施、メンタルヘルス対策の推進や労働安全衛生の普及啓発を行う。

(7) 産業・雇用の環境変化に対応した産業人材の育成

① 企業や求職者のニーズに応じた人材育成

地域の産業を支える人材の確保、優れた技術・技能の継承、さらに、AI や IoT など技術革新の進展を見据えた人材育成を図るため、総合職業技術校や産業技術短期大学校において、企業や求職者のニーズに応じた職業能力開発や就職支援、中小企業の在職者のスキルアップ支援などに取り組む。

求職者等が求人ニーズの高い分野等へ早期に再就職できるようにするため、資格取得や スキルを習得できる訓練を実施する。

神奈川障害者職業能力開発校において、障がいの程度や適性に合った能力開発を実施する。

② 技術・技能の向上と技能に親しむ機運の醸成

技能の振興を図るため、技能検定の推進、卓越技能者等の表彰を実施する。

ものづくりの魅力や重要性を伝え、技能に親しむ機会を提供するため、技能五輪全国大会 及び全国障害者技能競技大会に参加する選手や所属企業等への支援等を行う。

(8) 外国人材の育成・活躍支援

① 留学生などの外国人材の受入れ

将来のものづくりの担い手確保に向け、神奈川県立産業技術短期大学校に留学生を受け 入れるなど、外国人材を支援する体制の整備を推進する。

3 県民生活

(1) 男女共同参画社会の実現と女性の活躍支援

① 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現

新しい生活様式に沿った働き方の定着を図るため、テレワークの導入及び定着に取り組む企業への支援(補助金、アドバイザー、セミナー等)や、女性の仕事と家庭の両立支援等を実施する。

Ⅲ 出先機関及び各種施設

1 計量検定所

計量法とは、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化 の向上に寄与することを目的とした法律である。

計量検定所では、計量法の目的である適正な計量の実施を確保するため、次の事業を行っている。

- ・特定計量器の検定、装置検査及び基準器検査
- ・使用中特定計量器及び商品量目の検査
- ・登録及び届出事業者への指導・立入検査
- ・計量に関する事業の登録及び届出の受理
- 適正計量管理事業所の指定及び事業所の計量管理指導並びに推進
- ・計量に関する指導普及
- 特殊容器製造事業者の指定並びに指定製造事業者の品質管理・指導・検査
- その他計量に関すること

2 かながわ労働センター

かながわ労働センター(本所・支所)では、職場で直面するトラブルを防止するため、労働者や使用者からの労働相談に対応している。また、労働問題を解決するために役立つ情報を提供し、講座やセミナーを開催している。

(1) 労働相談

解雇・退職・雇止め、賃金・労働時間等の労働条件、職場のハラスメントなどの労働問題や労使関係について、パート・派遣を含め、労働者や使用者からの相談に、来所・電話・メールで対応している。

(2) 労働教育

労働関係法令や労働問題等をテーマに「労働講座」を開催している。また、職員が職場や 学校等に出向いて労働法の基礎知識や職場のハラスメント防止に向けた取組等について解 説する「出前労働講座」を実施している。

(3) 労働環境の改善

職員が事業所を訪問し助言等を行う「中小企業労働環境改善訪問」を実施するほか、労務 管理に必要な知識が学べる「労務管理セミナー」を開催している。

(4) 労働情報の収集・発信

労働情勢に関する調査を実施し、ホームページ等で結果を公開している。また、メールマガジン「かながわ労働センターニュース」等で労働情報を発信するほか「労働手帳」や「労働問題対処ノウハウ集」等の労働関係資料の作成、提供を行っている。

3 障害者雇用促進センター

障害者雇用の促進を図ることを目的に、企業に対し障害者雇用に関する理解促進を進めるとともに、就労支援機関に対し支援力の向上を図る支援を行っている。

(1) 企業向け業務

① 企業訪問

障害者雇用の普及啓発活動、障害者雇用事例の聞き取り活動を行い、企業ニーズに応じて 障害者の雇用継続や新たな障害者雇用のための支援を実施する。

② 見学会

既に障害者を雇用している「先輩企業」職員から、障害者雇用の取組、雇用継続のためのポイントを直接説明して頂く見学会を調整する。

また、障害者の理解促進を図るため、就労支援機関の見学会を調整する。

③ 社会保険労務士相談

障害者雇用における賃金形態・就業規則・雇用契約・福利厚生制度・差別禁止に関する相談体制の整備等に関する相談に社会保険労務士が対応する。

④ 出前講座

障害者雇用の現状・仕組み、障害特性、採用に向けた留意点など、企業のニーズに応じた 内容の講座を出張開催する。

(2) 就労支援機関向け業務

見学会

障害者が見学をする前段階で、就労支援機関職員が雇用環境や条件を知ることを目的に、 障害者雇用をはじめる企業へ就労支援機関職員が訪問する。

② 職業能力評価

就労支援機関が、利用者の職業適性や課題を理解し今後の支援の参考とするための職業 能力評価を実施する。

③ 出前講座

障害者雇用の現状、就労準備性、企業との連携など、就労支援機関のニーズに応じた内容の講座を出張開催する。

4 産業技術短期大学校

(1)目的

神奈川の先進的産業を支える実践技術者(専門的な知識と、ものづくりの幅広い高度な技能・技術を持ち、豊かな創造力と行動力を兼ね備えた課題解決型の人材)の育成と、神奈川県内における職業能力開発の中核施設として産業発展への寄与を目的とする。

(2)特徵

産業の基盤となる「生産技術科」「制御技術科」「電子技術科」「産業デザイン科」「情報技 術科」の五つの学科を設置している。

2年間で4年制大学に匹敵する単位数を修得し、一人一台の実習設備と少人数制(チューター制度)によるきめ細かな指導により、高度な実践技術者の育成を図っている。また、資格取得、各種競技会、地域・企業との連携プログラムにも積極的に参加している。

(3)教育目標

「新しい時代に柔軟な対応ができる高度実践技術者の育成」を教育目標に掲げ、具体的には「高度実践技術者(テクニカル・エンジニア)」「創造力と豊かな人間性」「コンピュータ・サイエンスの基礎力・応用力」を有する人材育成を方針としている。

5 東部総合職業技術校、西部総合職業技術校

職業技術校(愛称:かなテクカレッジ)は、就職につながるスキル(技術・技能)を身に付け、就職をめざす施設である。以下の特徴を有する。

(1) 大規模・総合型の職業技術校

神奈川県では、大規模・総合型の職業技術校として、横浜市鶴見区に東部総合職業技術校、 秦野市に西部総合職業技術校を設置し、平成25年度より2校体制で職業能力開発を行って いる

それぞれの校に工業技術、建築技術、社会サービスの3分野の訓練コースがあり、東部16 コース、西部15コースの充実した訓練を実施している。

また、求職者を対象とした施設内訓練や委託訓練、在職者や事業所などを対象とした在職者訓練、高等学校や中学校の生徒を対象としたキャリア教育等も実施している。

(2) 就職への万全なサポート

就職専門スタッフの「求人開拓推進員」が、企業を訪問し、就職先を開拓するとともに、 就職相談・職業紹介を行う。求人企業とのマッチングや必要に応じて企業訪問に同行するな ど、不安の多い就職までのプロセスを各コースの担当職員と連携しながら万全の体制でサ ポートする。修了後も一年間、同様にサポートする。 また、技術校は、事業主で組織する「職業能力開発推進協議会」と連携して、合同就職説明会などを実施している。

結果、過去5年(平成28年度~令和2年度修了生)の就職率は94.6%であり、高い就職率を誇る。

(3)離職中でも安心の授業料

訓練期間が6か月のコース及び「チャレンジプロダクトコース」「セレクトプロダクトコース」は、入校検定料・入校料・授業料が全て無料で提供している。

6 神奈川障害者職業能力開発校

国が設置し、神奈川県が運営する職業能力開発施設である。

一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な身体、知的及び精神障害者が、障害の事情等に応じてその有する能力等を活用し、職業能力の回復、増進、付与等を可能にするための職業訓練のほか、就職対策を行っている。

(1)職業訓練

実際の仕事の現場で活躍できる人材を育成するために、基礎段階から実践的なスキルの 習得までを丁寧にサポートする。

このほか、在職者を対象として短期間でスキルアップを図る在職者訓練や、職業能力開発に豊富な経験とノウハウを持つ専門学校、NPO、企業等に委託して実施する委託訓練など、障害者の職業的自立を目指して様々な事業を行っている。

(2) 就職対策

訓練生が修了後に活き活きと働き続けることができるよう、就職対策、就職後のフォローには特に力を入れている。

① 求人開拓

就職を支援するための専門スタッフとして「求人開拓推進員」がいる。企業やハローワークを訪問し、就職先を開拓するとともに、就職相談や情報提供を行う。

② 校内求人企業説明会

訓練生と求人企業とのマッチングの機会を設けるため、校内において求人説明並びに面接等を企業と連携して実施する。

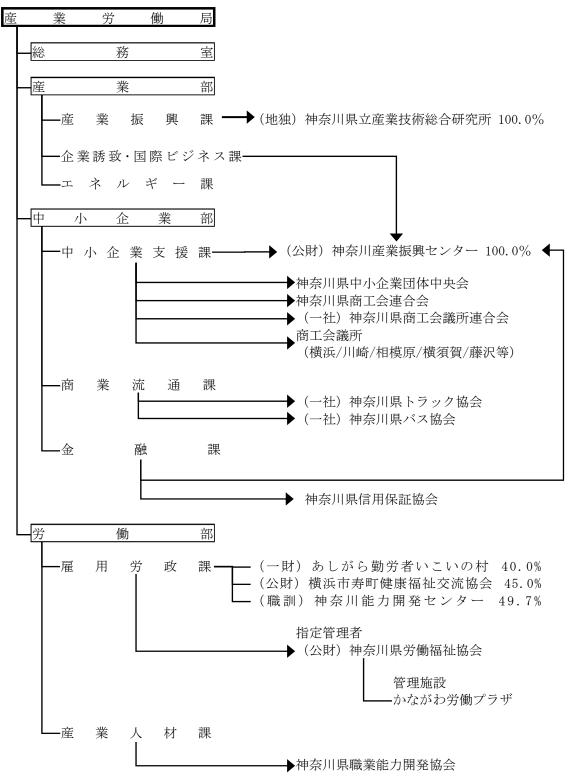
③ フォローアップ (定着指導)

訓練修了後、概ね3年以内の修了生を対象に相談会(修了生の集い)や現状調査(アンケート)を実施し、助言・指導を行うとともに、企業訪問を実施し、勤務状況を確認するなど、企業と連携を取りながら自立・定着支援を行う。

Ⅳ 産業労働局所管の財政援助団体等

財政援助団体等とは、神奈川県が補助金や交付金などの財政的援助を与えているもの、出 資しているもの、公の施設の管理を行わせているもの等である。 本報告書では、神奈川県の「財政援助団体等監査」選定方針と同様に、原則、神奈川県が資本金等の4分の1以上を出資している団体や5千万円以上の補助金・交付金等を交付している団体、公の施設の管理を行わせている団体などを対象とし、そのうち所管が産業労働局のものを取り上げる。本庁機関と財政援助団体等の関係は図2-IV-0-1のとおりである(矢印は補助金等があることを、団体の後ろの%表記は神奈川県の出資割合を、それぞれ表している)。

図 2-IV-0-1 本庁機関と財政援助団体等の関係図



(入手資料より監査人が作成)

1 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

(1) 事業内容

企業支援ネットワークの中心的機関として、研究開発、技術支援、事業化支援、人材育成、 連携交流の5本の柱で、基礎研究から事業化までの支援に一貫して取り組むことで、県内産 業と科学技術の振興及び豊かで質の高い県民生活の実現を図る。

(2)神奈川県による令和4年度の援助内容

① 出資

資本金	神奈川県の出資額	神奈川県の出資割合	
9, 080, 132, 000 円	9, 080, 132, 000 円	100.0%	

② 交付金(当初予算)

名称	交付額
産業技術総合研究所交付金	3, 020, 134, 403 円

(入手資料より監査人が作成)

2 公益財団法人神奈川産業振興センター

(1) 事業内容

神奈川県の産業振興を図ることを目的に、県内の中小企業・小規模企業者に対して、創業前から事業承継まで会社の成長ステージに合わせた経営サービスを提供する。

具体的には、経営相談、創業・新事業、設備投資、取引拡大、海外展開、人材確保・育成、 承継、事業再生など、経営に関する様々な課題の解決にワンストップで対応する。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 出資

基本財産	神奈川県の出資額	神奈川県の出資割合	
300,000,000 円	300,000,000 円	100.0%	

② 補助金

名称	補助額
神奈川産業振興センター国際ビジネス支援事業費補助	82, 844, 092 円
神奈川産業振興センター事業費補助	375, 321, 000 円
中小企業制度融資事業費補助	519, 444, 250 円

(入手資料より監査人が作成)

なお、公益財団法人神奈川産業振興センターは令和5年度の包括外部監査の監査テーマ として取り扱っているため、その事業内容や組織等の状況については本報告書24頁に、ま た監査結果については本報告書59頁に別途記載している。

3 神奈川県中小企業団体中央会

(1) 事業内容

神奈川県下の中小企業の振興発展に資するため、中小企業協同組合を中心として、その組織化を促進し、中小企業間の連携による生産性・技術の向上、資金の確保、需要の開拓、経営基盤の確立・向上を支援する。

具体的には、指導員・職員が各組合等を実地に訪問・指導を行うほか、各種専門家を活用 した中小企業団体等の課題解決のための実地支援を行う。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

補助金

名称	補助額
中小企業団体中央会補助金	248, 263, 000 円

(入手資料より監査人が作成)

4 神奈川県商工会連合会

(1) 事業内容

神奈川県内の商工会を会員とする団体である。

商工会の組織又は事業について指導又は連絡を行い、その意見を総合してこれを公表し、 行政庁等に具申し、若しくは建議すること等によって、商工会の健全な発達を図り、もって 商工業の振興に寄与する。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

補助金

名称	補助額
商工会・商工会議所地域振興事業費補助	158, 270, 000 円

(入手資料より監査人が作成)

5 一般社団法人神奈川県商工会議所連合会

(1) 事業内容

神奈川県内商工会議所間の連携・協力の促進を図り、日本商工会議所等の関係団体との情報交換・情報収集及び連絡調整を行い、連携・協力を推進する。

また、地域振興の円滑な運営に資するため、地域連携推進事業、専門相談事業、組織力向上事業などを通じて、神奈川県内商工会議所の活動を支援する。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

補助金

名称	補助額
商工会・商工会議所地域振興事業費補助	101, 343, 000 円

(入手資料より監査人が作成)

6 商工会議所(横浜/川崎/相模原/横須賀/藤沢/平塚/小田原箱根/厚木)

(1) 事業内容

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として事業運営している地域総合経済団体である。

具体的には、販路拡大、自社 PR、人脈づくり、相談(金融、経営、税務、労働、経理、法律)などを通じて、会員である商工業者の経営を支援する。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

補助金

交付先名称	補助金名称	補助額
横浜商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	327, 140, 000 円
川崎商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	157, 645, 000 円
相模原商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	92,841,000円
横須賀商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	70, 260, 000 円
藤沢商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	64, 675, 000 円
平塚商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	56,819,000円
小田原箱根商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	55, 501, 000 円
厚木商工会議所	商工会・商工会議所地域振興事業費補助	53, 696, 000 円

(入手資料より監査人が作成)

7 一般社団法人神奈川県トラック協会

(1) 事業内容

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発達を促進して、公共の福祉に寄与する。

貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究、交通安全・事故防止対策に関する事業、環境問題対策に関する事業、災害時の救援及び復旧復興支援にかかわる輸送及びこれに付帯する事業、会員相互の連絡協調を図る施策等を行っている。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 交付金(当初予算)

名称	交付額
運輸事業振興助成交付金	849, 703, 000 円

(入手資料より監査人が作成)

8 一般社団法人神奈川県バス協会

(1)事業内容

旅客自動車運送事業の公共性に鑑み、健全な発展と民主的運営及び経営の合理化に寄与 し、且つ、業界の親睦と福祉の増進に努める。 バス事業の調査研究・統計及び知識の普及並びに業務の指導、輸送の安全及び業務の改善を図るための運動、バス利用者の利便の増進を図るための事業等を行っている。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 交付金

名称	交付額
運輸事業振興助成交付金	69, 622, 000 円

(入手資料より監査人が作成)

9 神奈川県信用保証協会

(1) 事業内容

中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、金融上の強力な「公的な保証人」となって、 事業資金調達の円滑化に努める。

中小企業者のニーズやライフステージに応じた最適な保証制度の推進に取り組むとともに、資金調達を必要としている中小企業者に対する金融支援に取り組む。また、外部専門家派遣や、金融支援に繋げる経営支援なども展開する。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

補助金

名称	補助額
信用保証事業費補助	8, 184, 260, 663 円

(入手資料より監査人が作成)

10 一般財団法人あしがら勤労者いこいの村

(1) 事業内容

勤労者とその家族が余暇を利用し、自然に親しみながら健康増進と自己啓発を図るため、 宿泊を中心とし、スポーツ、レクリェーションはもとより会議、研修などを行う総合的な施 設の運営事業を実施している。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 出資

基本財産	神奈川県の出資額	神奈川県の出資割合		
10,000,000円	4,000,000 円	40.0%		

(入手資料より監査人が作成)

11 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会

(1) 事業内容

寿地区の住民等へ保健医療を提供し、地域福祉に関する事業及び社会参加・就労支援に関する事業等を行い、もって福祉の向上に資することを目的とする。

具体的には、横浜市寿町健康福祉交流センター(診療所、一般公衆浴場等を含む)の管理 運営、横浜市寿生活館の管理運営などを実施している。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 出資

基本財産	神奈川県の出資額	神奈川県の出資割合		
1,000,000円	450,000 円	45.0%		

(入手資料より監査人が作成)

12 職業訓練法人神奈川能力開発センター

(1) 事業内容

知的障害者が恵まれた環境の中で一人ひとりの適性、能力に応じて、就労に必要な基本的 知識や技能を学び、職業的自立をめざすための全寮制の職業訓練施設である。

四つの特徴(①個々の特性に合わせた訓練と就職、②就職率 90%以上の実績、③資格取得の支援、④全寮制での自立訓練)を掲げ事業を実施している。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 出資

基本財産	神奈川県の出資額	神奈川県の出資割合		
542, 760, 000 円	270,000,000 円	49.7%		

(入手資料より監査人が作成)

13 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

(1) 事業内容

日雇労働者等に対する無料の職業紹介事業・技能講習事業、ホームレス等に対する就業支援事業、労働関係情報の提供事業、労働に関する知識の普及と啓蒙を行う労働教育事業、さらには保育園の運営やこれらの公益目的事業の推進に資する為、施設の運営等を行う。

また、神奈川県立かながわ労働プラザの管理運営、川崎市生活文化会館の管理運営などを行っている。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

① 補助金

名称	補助額
労働福祉協会事業費補助	44, 405, 923 円

② 指定管理者

指定管理施設名	指定	管理料等
神奈川県立かながわ労働プラザ	指定管理料	633, 000 円
	利用料金収入等	136, 544, 944 円

(入手資料より監査人が作成)

(3) 神奈川県立かながわ労働プラザ

かながわ労働プラザは、労働者の文化活動や余暇活動、会議、研修、交流の場などを提供することなど、労働者の福祉の増進を図ることを目的とした施設である。

ホール、会議室、ギャラリー、トレーニングルーム、音楽スタジオなど多彩な施設を提供 している。また、労働・生活・文化教養・健康をキーワードとした講座の開催や、労働情報・ 図書の提供も行っており、「労働福祉の活動拠点」となっている。

14 神奈川県職業能力開発協会

(1) 事業内容

神奈川県内企業や団体などの職員の職業能力の開発・向上を図る様々な事業を行うために設置された公共的団体である。

会員企業・団体が行う人材育成の促進と、教育訓練への取組みの推進を支援するため、委員会を設置し、様々な活動を行う人材育成・教育訓練事業のほか、能力開発事業、技能検定・ 能力評価事業、技能の振興・継承事業などを実施している。

(2) 神奈川県による令和4年度の援助内容

補助金

名称	補助額
神奈川県職業能力開発協会事業費補助金	83, 567, 124 円

(入手資料より監査人が作成)

V 産業労働局の主要な情報システム

1 主要な情報システムの概要

(1) かながわ Pay アプリ、加盟店申請システム

① かながわ Pay

コロナ禍や原油高及び物価高騰などの影響により売り上げが減少している神奈川県内産業を支援するため、消費者が県内の小売店・サービス事業者・飲食店等において、「かながわ Pay」アプリを通じて代金を支払った際、ポイントを消費者に還元する。

② 機能

消費者へのポイント還元、決済サービスとの連動、加盟店申請受付などの機能を有する。

③ 備考

本システムは消費者への独自ポイント還元を目的として委託事業者が構築したものであり、委託契約期間中のみ委託事業者によって運用される。

(2) 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金システム

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、神奈川県の要請に応じて、休業や夜間 営業時間の短縮に協力した法人、個人事業主に協力金を交付する。

② 機能

協力金の申請受付、審査状況管理などの機能を有する。

③ 備考

本システムは委託事業者が協力金事業の申請受付及び審査のため構築したものであり、神奈川県は委託契約期間中のみ使用できる。

VI 公益財団法人神奈川産業振興センター(以下「KIP」という。)について

1 目的等

(1) 略称

KIP (Kanagawa Industrial PromotionCenter)

(2)目的

中小企業者等の経営基盤の強化や新規創業及び新分野進出促進に関する事業を総合的に 実施することにより、神奈川県産業の振興に寄与する。

(3)出資

基本財産3億円(神奈川県の100%出資)

(4) 所管

産業労働局中小企業部中小企業支援課

2 KIPの事業内容

(1) 取組方向

① 総合的、専門的支援の全県展開

「神奈川県よろず支援拠点」や地域の支援機関と連携した「ワンストップ体制」のもとで、総合的・専門的支援を全県で展開する。

② 販路拡大に向けた支援の強化

神奈川県内にとどまらず、県外・海外も含め、商談会の拡充や見本市等の出展支援を強化するなど、販路支援に重点的に取り組む。

③ 創業やさらなる成長の促進

創業前から創業後までを一貫して支援する。また、「経営・技術・金融による総合支援」などを通じ、更なる成長の促進に重点的に取り組む。

④ 「事業承継」の一層の促進

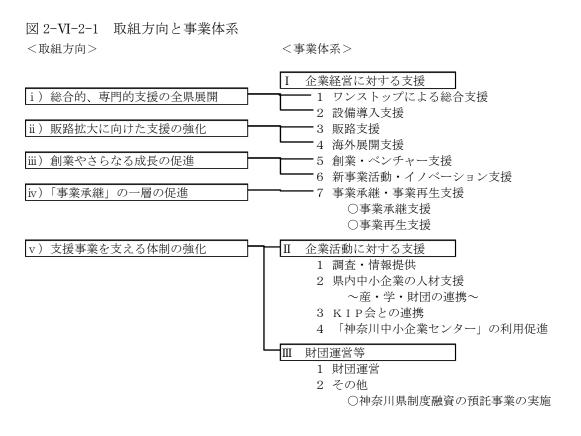
「神奈川県事業承継支援戦略」のもと、地域支援機関との連携を図り、承継診断や承継計画の策定を重点的に進める。

⑤ 支援事業を支える体制の強化

中小企業の活動拠点としてのセンタービルの機能向上を図るほか、職員の人材育成や経 営基盤の強化を図る。

(2) 事業体系

取組方向を踏まえ、「I企業経営に対する支援」、「II企業活動に対する支援」、「III財団運営等」の三つの柱のもとで、13の取組を進める。



(入手資料より監査人が作成)

3 職員及び組織の状況

(1)職員の状況

令和5年3月31日時点における、KIPの職員の状況は表2-VI-3-1のとおりである。

表 2-VI-3-1 職員配置表

(単位:人)

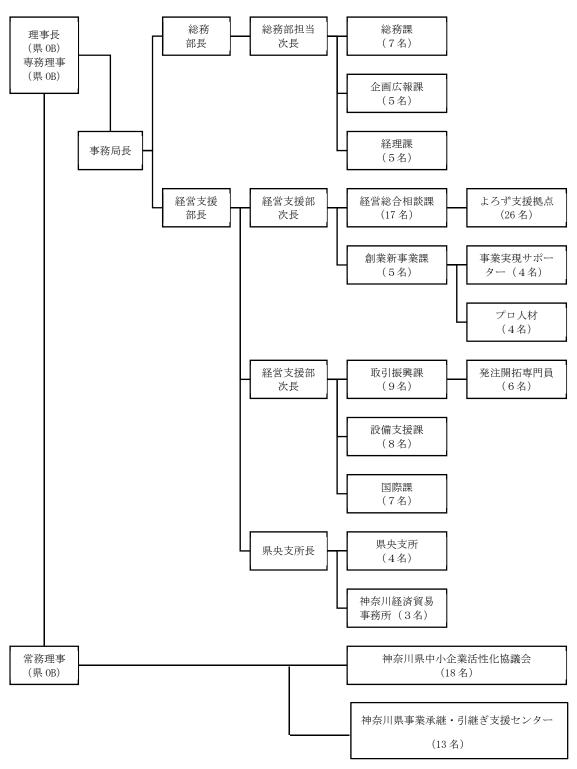
役員	財団	再雇用	非常勤		特別職職員		契約 契約		合計
(県 OB)	職員	職員	職員	県派遣	金融機関	その他	委嘱	職員	口面
3	40	7	11	1	3	4	68	14	151

(入手資料より監査人が作成)

(2)組織の状況

令和5年3月31日時点における、KIPの組織は図2-VI-3-2のとおりである。

図 2-VI-3-2 組織図



(入手資料より監査人が作成)

4 財務状況の推移

平成30年度から令和4年度の財務状況は、表2-VI-4-1、表2-VI-4-2のとおりである。

表 2-VI-4-1 正味財産増減計算書

(単位:百万円)

科目	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度 (予算)
I一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1)経常収益						
基本財産運用益	1	1	0	0	0	0
特定資産運用益	6	6	6	4	0	0
事業収益	893	988	811	836	842	787
センター経営事業収益	283	285	271	275	280	300
貸与貸付事業収益	487	584	0	0	0	0
割賦販売収益	0	0	463	419	400	358
リース収益	0	0	49	45	38	32
その他事業収益	122	119	27	96	122	95
受取補助金等	1,064	1,096	1,723	1,602	1, 055	1, 702
受託収益	480	447	486	467	553	619
受取負担金	43	47	35	46	29	28
雑収益	4	6	6	10	6	5
経常収益合計	2, 493	2, 594	3, 071	2, 968	2, 488	2, 523
(2)経常費用						
事業費	2, 381	2, 522	3, 101	2, 955	2, 494	2, 536
割賦販売原価	386	499	439	399	382	339
リース原価	64	50	42	38	33	28
貸倒引当金繰入	△49	$\triangle 24$	54	△10	9	13
諸謝金	393	359	386	387	450	537
委託費	96	105	37	160	194	188
支払利息	563	594	1, 205	1, 101	522	523
その他事業費	926	938	936	878	900	904
管理費	47	48	52	56	47	51
諸謝金	12	11	13	13	12	15
委託費	0	1	0	2	3	2

その他管理費	34	35	37	40	32	33
経常費用合計	2, 429	2, 570	3, 154	3, 012	2, 542	2, 588
評価損益等	△3	△8	△3	$\triangle 2$	1	0
当期経常増減額	60	15	△86	△46	△52	△64
2. 経常外増減の部						
(1)経常外収益	38	26	24	17	30	0
(2)経常外費用	0	1	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	99	40	△61	△28	$\triangle 22$	△64
一般正味財産期首残高	3, 788	3, 887	3, 928	3, 896	3, 867	3, 427
一般正味財産期末残高	3, 887	3, 928	3, 866	3, 867	3, 844	3, 362
Ⅱ指定正味財産増減の部						
受取補助金等	28	32	7	8	11	11
受取負担金	12	9	9	5	2	6
基本財産評価損益等	$\triangle 1$	$\triangle 1$	0	$\triangle 1$	1	0
特定資産評価損益等	$\triangle 2$	$\triangle 2$	$\triangle 2$	$\triangle 1$	0	0
指定正味財産返還額	0	0	0	$\triangle 55$	0	0
一般正味財産振替額	$\triangle 17$	$\triangle 34$	△28	△19	△33	△11
当期指定正味財産増減額	20	4	$\triangle 14$	△63	△18	6
指定正味財産期首残高	738	758	762	748	685	1,007
指定正味財産期末残高	758	762	748	685	666	1, 013
Ⅲ予備費						10
IV正味財産期末残高	4, 646	4, 690	4, 615	4, 552	4, 511	4, 366

(入手資料より監査人が作成)

表 2-VI-4-2 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
I資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	1,670	1, 924	989	1,024	1,098
割賦設備	1, 755	1,629	1, 461	1, 214	1, 183
リース投資資産	206	169	137	123	94
未収入金	250	310	379	413	295
1年以内回収予定設備資金貸付金	367	247	113	1	0
貸倒引当金	△116	△105	△115	△105	△98

その他流動資産		9	7	7	14	13
	流動資産合計	4, 142	4, 184	2, 974	2,686	2, 587
2. 固定資産						
(1)基本財産		301	300	300	298	300
(2)特定資産		2, 109	2, 013	2, 763	1,682	1, 469
(3)その他固定資産		3, 080	2, 747	2, 572	2, 502	2, 431
	固定資産合計	5, 491	5, 061	5, 636	4, 482	4, 200
	資産合計	9, 634	9, 245	8,610	7, 169	6, 787
Ⅱ負債の部						
1. 流動負債						
神奈川県借入金		770	732	1, 519	565	387
金融機関借入金		50	41	26	19	0
その他流動負債		163	295	286	262	146
	流動負債合計	983	1, 069	1,832	846	533
2. 固定負債						
神奈川県借入金		3, 474	3, 019	1, 733	1, 422	1, 377
金融機関借入金		88	46	19	0	0
その他固定負債		441	419	408	347	365
	固定負債合計	4, 004	3, 484	2, 162	1, 769	1,742
	負債合計	4, 988	4, 554	3, 995	2, 616	2, 276
Ⅲ正味財産の部						
1. 指定正味財産		758	762	748	685	666
2. 一般正味財産		3, 887	3, 928	3, 866	3, 867	3, 844
	正味財産合計	4, 646	4, 690	4, 615	4, 552	4, 511
負債	責及び正味財産合計	9, 634	9, 245	8,610	7, 169	6, 787

(KIP「決算諸表」より監査人が作成)

5 KIPの実施事業

(1)企業経営に対する支援

① ワンストップによる総合支援

中小企業・小規模企業の様々な経営課題を解決するため、KIP職員や専門家、神奈川県よろず支援拠点による相談対応を行う。

また、新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)の返済に向けて経営改善に取り組む中小企業・小規模企業に対応するため、地域金融機関や支援機関等との連携を推進する

さらに、DX やカーボンニュートラル等に取り組む中小企業・小規模企業に対しては、相談対応やセミナー開催のほか、ホームページ上に特設コーナーを作り、各種関連の情報提供

から個社支援まで一貫した支援を行う。これに加え、インボイス制度への対応支援や、支援 が行き届きにくかったフリーランス等個人事業主への相談対応にも取り組む。

② 設備導入支援

小規模企業者等が生産性向上等に必要とする設備をKIPが購入し、貸与(割賦及びリース)する、設備貸与制度を実施する。事業の高付加価値化や生産性向上が実現できる設備投資の支援を行う。

③ 販路支援

販路開拓に向け、デジタル技術を活用した「KIPオンライン商談ルーム」を設置し、より多くの商談機会を提供するとともに、カーボンニュートラル関連の情報をもとにしたオーダーメイド型商談会の開催に取り組む。

また、神奈川全域を対象としたオール神奈川商談会に加え、他都府県に亘る広域商談会を開催するほか、リアル展示とオンライン展示による工業技術見本市を開催する。

④ 海外展開支援

投資環境調査ミッション、展示会や商談会など、海外渡航を伴う現地派遣事業とデジタル 技術を活用したオンライン形式の事業を併せて実施する。

情報提供事業では、各国の情報を提供することに加え、海外展開においても、今後重視される DX やカーボンニュートラルをテーマにしたセミナーの開催により、企業の海外戦略のための情報提供を行う。

また、食品・酒類などの販路開拓支援を強化し商談会を実施するなど、製造業以外の海外 展開支援にも取り組む。

⑤ 創業・ベンチャー支援

ビジネスプランを募集・評価し、より広い層への情報発信の場を提供するとともに事業実施前後を通じた販路開拓支援など、一貫した支援を実施する。応募プランは SDGs やカーボンニュートラル、DX を促進する取組など、時代のニーズに沿ったビジネスプランを積極的に募集し、事業実現に向けてKIPが伴走支援する。

⑥ 新事業活動・イノベーション支援

事業の成長が期待できるオーディションファイナリストやインキュベート施設入居者等 に対して、事業計画実現に向けた事業実現サポーターによる伴走支援を行う。

経営・技術・金融による連携支援では、イノベーションの創出・育成支援をさらに促進するため、地域の金融機関等と連携し、企業の支援ニーズに沿った支援に取り組む。

また、プロフェッショナル人材確保の支援では、新たな人材活用の手段として「副業・兼業プロ人材」の活用を促進する。

⑦ 事業承継・事業再生支援

「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」において、親族内承継・従業員承継・第三者 承継への支援を一元的に行うとともに、他の支援機関との連携を強化し、地域に根差したプッシュ型の支援にも力を入れることによって、課題の掘り起しから、個々の経営課題に応じ た個社支援に取り組む。

経営者保証が課題となっている事業者に対しては、「経営者保証コーディネーター」を中心に経営者保証の解除に向けた支援を行う。

また、売上減の長期化や更なる借入の増加で、過剰債務に陥る中小企業を支援するため、 抜本支援・経営改善計画の策定支援なども含め、一貫した事業再生支援の実現に取り組む。

(2)企業活動に対する支援

① 調査・情報提供

中小企業・小規模企業の業況等を把握するため、「中小企業景気動向調査」を実施するほか、情報誌やインターネット(ホームページ・メールマガジン・SNS)を通じて、中小企業・小規模企業の経営に役立つ情報を提供する。

特に DX、カーボンニュートラルでは特設ページを開設し、取組の重要性やKIPの支援 策をわかりやすく伝える。

② 中小企業の人材支援

社内を活性化させ、課題解決の土台作りとすべく、職員や専門家が企業とともにブレーンストーミング・グループワークを行う。また、大学での講演や合同企業説明会への参加、短期大学校等との連携により、中小企業・小規模企業の魅力を伝えられるよう取り組む。

③ KIP会との連携

会員による部会・研究会活動と連携してKIP事業に取り組むほか、KIP事業に対する 意見を聞くなどKIP事業、KIP会事業間相互の活性化を図る。特に、DX については情 報発信を強化するとともに、勉強会を開催し社内人材の育成に取り組む。

④ 神奈川中小企業センタービルの利用促進

中小企業・小規模企業や支援機関等の活動を支援するため、神奈川中小企業センタービル 内の貸事務室や貸会議室・多目的ホール、駐車場の運営を行う。

貸事務室においては、不動産仲介業者の活用等により、入居率の維持を図るとともに、貸 会議室においては、既存顧客への広報活動強化を実施する。

(3) 財団運営等

① 財団運営

中小企業・小規模企業支援業務を持続的に実施するため、職員の採用や再雇用職員の活用など組織体制の整備や、職員の定年を引き上げるための規程等の整備を行う。また、収益事業からの収益を公益目的事業の効果的な実施に充てるとともに、老朽化したビルの設備更新等に備えて、バランスの取れた財務運営を進める。

KIP内のDX推進の取組では、勤怠管理システムを導入するとともに、電子決裁システムなどの導入に向けて検討・情報収集を進める。また、デジタル技術に関する知識を幅広く習得するため、e-ラーニングによる職員研修を強化する。

② その他

神奈川県の中小企業制度融資事業に基づき、神奈川県制度融資の預託事業を実施する。

6 KIPの主要な情報システム

(1) YUI+ (ゆいプラス)

取引あっせん・商談会システム。取引振興課などが利用しているシステムであり、顧客情報、取引あっせん情報の管理、商談会の企業の参加申し込みからマッチング、相談対応管理の機能などを有している。

(2)債権管理サポートシステム

設備支援課が利用しているシステム。設備導入に係る債権について、貸与先の経営状況の 把握に努め、適正に管理するために使用している。

(3) e-Signage

催事一覧表示システム。総務課が利用しているシステムであり、デジタルサイネージのコンテンツやスケジュールなどの配信や表示を制御する機能などを有している。

(4) SKYSEA

クライアント運用管理ソフトウェア。全社で利用しており、セキュリティ管理、操作ログ保存、Windows アップデート管理の機能などを有している。

(5) K-POT

かながわ中小企業ビジネス支援サイト。神奈川県内の支援機関等が発信する最新情報を中小企業者等がタイムリーに取得できるポータルサイトとして「K-POT」を設置している。

第3 監査の結果

- I 産業部産業振興課の事業について
- 1 委託事業における参加事業者に対する暴力団排除手続について

(意見1)委託事業候補者の参加意思表明書(様式)の見直しについて

委託事業の募集に際して、その参加事業者が暴力団排除条項に該当しないことを確認することが必要である。神奈川県では応募事業者からの参加意思表明書の提出をもって、これを確認しているが、参加意思表明書には募集要項「4 参加資格」を全て満たしていることを誓約させるものであって、地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であることを宣誓させていない。しかも、募集要項には地方自治法施行令第 167 条の4の規定の内容が具体的に明記されていないことから、応募事業者が「暴力団排除条項に該当しないこと」を理解しないまま参加意思表明書を提出する可能性がある。したがって、参加意思表明書の参加資格要件として「暴力団排除条項に該当しないこと」を具体的に宣誓するよう、平成 28 年 5 月 2 日付の総務省通知「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について(通知)」に準じて参加意思表明書(様式)を見直すこととされたい。

(意見2) 委託事業候補事業者に対する暴力団排除条項に関する確認の必要性について

監査対象である神奈川県の「公募型プロポーザル方式」に係る契約手続は、平成28年5月2日付の総務省通知「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について(通知)」が想定している官民競争入札等の手続には該当しない。しかしながら、「公募型プロポーザル方式」による委託事業においては、委託事業候補者を幅広く民間事業者から募集していることから、委託事業者が暴力団等の反社会的勢力に該当するおそれがある。したがって、暴力団排除条項の趣旨を勘案し、神奈川県も総務省通知の手続に準じて神奈川県警察本部と連携し、委託業務事業者を決定する前に神奈川県警察本部に対し、委託業務予定事業者の暴力団排除条項への該当性の有無について意見聴取を行うことを検討されたい。

(意見3)第三者への支援を委託する業務における、支援先の暴力団等反社会的勢力排除 手続の必要性について

第三者への支援を委託する業務については、受託者が事務局業務を担って各種の支援を 実施している。ただし、神奈川県と受託者との間で取り交わす契約書には、支援先企業に対 する暴力団等の反社会的勢力排除に係る手続等についての記載がないことから、支援先企 業が反社会的勢力に該当するか否かの確認及び反社会的勢力排除に関する条項についての 対応については、受託者が自ら判断して対応している。

しかしながら、暴力団等の反社会的勢力排除に関する対応は、神奈川県にとっても重要な 手続であることから、受託者が支援先との間で締結する契約書において暴力団等の反社会 的勢力排除に関する条項を明記することを検討されたい。

2 委託事業に係る成果物等の帰属について

(意見4) 委託事業に係る成果物等の帰属についての契約書等の必要性について

神奈川県の委託事業においては、その契約書において「実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から発注者に帰属する」旨が規定されている。この成果物の一つとして著作権が想定される。著作権は、著作権法で保護される知的財産権で、他の知的財産権である特許権、実用新案権及び商標権等と異なり、著作物の創作と同時に発生し、登録等の必要はない。著作権の内容は、大きく分けて「著作権(財産権)」と「著作者人格権」の二つに分けられる。この二つの権利の特徴として、著作権(財産権)は第三者へ譲渡することができるが、著作者人格権は譲渡することができない。このような著作権の特徴を踏まえれば、神奈川県の委託事業によって生じた財産権としての著作権は譲渡が可能であることから、著作物の所有権を委託者に帰属させるためには、その旨、契約書に規定すれば著作物に生じた著作権を受託者から委託者へ移転させることが可能となる。したがって、神奈川県における上記の契約書等における規定に問題は無いものと考えられる。

しかしながら、著作者人格権については、その発生とともに受託者に帰属し、その性質から第三者へ譲渡することができないから、神奈川県における上記の契約書等における規定によっても、神奈川県には帰属しない。したがって、神奈川県における上記の契約書等においては、受託者が著作者人格権を行使しない旨を規定することを検討されたい。

3 委託業務への参加募集時に参加希望事業者から提出を受ける見積書について (意見5)委託業務への参加希望事業者から提出を受ける見積書に基づく見積額の積算の 適正性に関する審査について

委託業務の募集要項による選定方法は、所定の評価基準に基づいて、外部委員で構成する 審査会が行っている。その審査項目の一つに「見積額について」の項目があり、「適正に積 算が行われているか。」について審査される。審査において提出される見積書は、契約金額 の基礎となることから、「適正に積算が行われているか。」について、その計算過程を含め適 切に審査しなければいけない。

しかしながら、見積書の様式が任意とされていることから、提出される見積書は企画提案 書との整合性が不明確なもの、見積金額の積算の根拠(計算過程)が示されていないものが 存在している。

したがって、今後は企画提案書作成の要項における見積書の内訳明細の様式を見直すと ともに、提出された見積書の内容が十分でない場合、見積書の再提出を求めるなどして適切 な措置を講じたうえ、見積額を適切に審査することとされたい。

また、監査人は、神奈川県に対して、審査会の審議が適切に実施されたことを確認するために、審査会の議事録等の資料を求めたが、その提出はなかった。

したがって、今後は、審査会の議事録等の資料を整備・運用することとされたい。

4 「HATSU鎌倉」の名称及びロゴについて

(意見6)「HATSU鎌倉」及び「SHINみなとみらい」の名称及びロゴの商標登録等の必要性について

「HATSU鎌倉」及び「SHIN みなとみらい」の名称及びロゴについては令和元年より使用しているが、未だ商標登録はなされていない。ロゴは第三者に利用されても、この使用の停止を求めることが困難であること、また、第三者が当該ロゴを神奈川県より先に商標登録した場合、神奈川県はこれを利用することができなくなる。したがって、神奈川県は、かかるリスクの発現可能性等を考慮し、名称及びロゴについて、必要に応じて商標登録をすることを検討されたい。

また、「HATSU鎌倉」及び「SHIN みなとみらい」など神奈川県に帰属する名称及びロゴを委託業務の受注者に使用させる場合、使用する名称及びロゴが神奈川県に帰属すること、及びその使用期間は契約期間に限ることを受注者に認識してもらうことが必要である。したがって、神奈川県に帰属する名称及びロゴの利用に際しては、委託事業の契約締結の際、当該名称及びロゴが神奈川県に帰属するものであること、及びその使用期間は契約期間に限ることを、契約書や覚書として取り交わすこととされたい。

Ⅱ 産業部企業誘致・国際ビジネス課の事業について

1 企業誘致施策における各種補助金(インベスト神奈川助成金、セレクト神奈川100 補助金、セレクトNEXT補助金、企業誘致促進賃料補助金)について

(意見7)企業誘致に関する KPI とその効果検証・活用の見直しについて

神奈川県では、複数の企業誘致施策の合計の誘致件数が KPI となっていることから、個々の施策の KPI が設定されていないという問題点がある。このため、個々の施策の効果検証をすることができない。また、個々の企業が神奈川県に与える貢献度(パフォーマンス)についての事前の KPI 設定は難しいものの、事後的な効果測定指標を定め、点数評価を実施することで、今後の望ましい誘致先の評価につなげる必要があると考えられる。

神奈川県では、誘致した企業の操業開始後10年間について、毎年の事業実績報告書やアンケート調査結果などを入手することによって、個々の企業の発注効果や雇用効果等をトレースしている。その結果、個々の企業が神奈川県に及ぼす効果測定のための実績データは揃っているため、そのデータをもとにした事後的な効果検証が可能だと考えられる。

県内の限られた土地、限られた予算のもと、最小の投資金額で最大の効果を得るためには、神奈川県に対して貢献度をより期待できる企業を優先的に誘致することが必要であることから、個々の企業ないし個々の施策について、基準値(期待度)を設定し、これを検証・活用することとされたい。

2 神奈川県企業立地支援事業審査会の運営について

(意見8)企業立地審査会の議事公開内容の充実について

神奈川県企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)については、その認定申請企業から提出された事業計画等を、企業立地審査会が審査し、認定の可否等の意見を述べることになっており、その議事要旨は公開されている。しかしながら、公開している審議内容があまりにも限定されているため、審議が適正になされたのか判別することが困難である。したがって、開催日毎に、①出席者及び欠席者数、②対象業種及び対象産業数、③立地先、④計画内容(県内再投資又は県外からの立地件数)、⑤委員の議決数など公開する議事の内容を充実させることとされたい。

3 神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助、日本貿易振興機構補助金、横浜貿 易協会補助金及び横浜インドセンター補助金について

(意見9) 神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助等にかかわる補助金交付団体 調査書(様式)の見直しについて

神奈川県は、各種の補助金に対する検査の証跡として、補助金交付団体調査書を作成している。この調査書の「2 項目別調査状況(1)補助目的の達成及び補助事業の執行状況」については、適・不適いずれかに○をつける形式になっているが、このうち「ア 補助事業が計画通り実施されているか」及び「イ 補助の目的及び効果は十分達しているか」のチェ

ック項目は、何をもって適・不適を判断したのか不明確な様式になっている。現状では実地調査の担当職員の主観的な判断に委ねられている可能性があるため、より詳細なチェック・ポイントを設け、その総合評価をもって、適・不適を判断する様式に調査書を見直す、あるいは調査書に付表を設け、そのうえで評価にあたっては担当職員と GL 以上の職員の 2 名で検査を行うこととされたい。

4 外国企業誘致促進事業費について

(意見 10) 外国企業誘致促進事業費等の効果検証に関する収集データの充実強化について

外国企業誘致促進事業費等の効果検証は、誘致実績及び誘致企業へのアンケート調査によっている。しかしながら、令和4年度のアンケート調査は、アンケートの依頼合計132社に対して、回答合計36社であり、回答率が27.3%と低い状況である。したがって、事業の有効性を高めるためには、先ずは効果検証に資するデータを数多く収集できるよう工夫し、これを事業に活用することとされたい。

5 中小企業外国人材採用支援事業費について

(意見 11) ジョブフェア業務委託先の評価方法の充実強化について

監査人は、ジョブフェアについて、その運営の委託先の評価プロセスを質問したところ、 委託事業者とは、企業からのアンケート結果を踏まえて、事業終了後に打合せを実施し、そ の際に、反省点や今後の改善点などをヒアリングしているとのこと、また委託先の評価につ いては仕様書上の要件を満たしているかどうかで行っていること、との回答を得た。

この点、人材派遣会社は海外人材を採用する意欲の高い企業向けに、日常的に留学生とのマッチングを業としているのであるから、神奈川県は、人材派遣会社である委託先に対して、マッチングの初期段階ともいうべき合同会社説明会運営の経済的効果を問うべきである。すなわち、神奈川県は、委託先にマッチング数の多寡について責任を負わせられるものではないものの、委託先がどこまでマッチングに努めたかをトレースし、委託の有効性を評価することとされたい。

6 中小企業海外展開支援事業費について

(意見 12) 中小企業海外展開支援事業にかかわるデジタルコンテンツ作成支援補助の活用 について

中小企業海外展開支援事業にかかわるデジタルコンテンツ作成業務委託は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、対面での海外商談会等の機会が限定されている状況が続く中、非対面での商談を効果的に行うため、県内中小企業から8社を選定し、その8社の海外での販路拡大を図る製品・サービスを紹介する動画の作成する費用の全額を、神奈川県が補助するものである。

個々の企業が宣伝用のデジタルコンテンツを作成することは、本来的には、各々の企業が

その必要性から自費で作成すべきことである。これを神奈川県が補助したのは、コロナ禍対応のために販売活動を支援したものである。しかしながら、その補助が合計8社という限定的な個別的支援であり、かつ神奈川県がその費用を全額補助することについては公平性に疑問があると言わざるを得ない。本来、公平性を図るため、先行的に動画コンテンツの作成ノウハウ等を紹介するセミナーないし相談会を開催するなどして、作成に意欲を示した企業が自主的に作成する活動にかかった費用を部分的に補助することで、より多くの候補企業に広く補助することとされたい。

(意見 13) 中小企業海外展開支援事業の効果測定に関する収集データの充実強化について

神奈川県は、中小企業海外展開支援事業の効果測定データとして、海外展開を支援した神奈川県内企業から抽出した企業 206 社に対するアンケート結果を用いている。しかしながら、そのアンケートを回答したのは50社であり、回答率が24.3%と低調である。また、アンケートのうち「要望・意見」欄には、さらなる補助や助成を要望する意見が散見された。

したがって、中小企業海外展開支援事業の効率性を高めるためには、その効果検証データであるアンケートの回答率を高めるとともに、回答された要望・意見を事業に反映することとされたい。

Ⅲ 産業部エネルギー課の事業について

1 補助事業者に対する現地調査の実施について

(意見 14) 補助事業者への現地調査等の見直しについて

補助金の交付等に関する規則第13条及び「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要網」第12条第2項において、補助事業者に対して必要に応じて現地調査をすることができる旨が規定されている。しかしながら、直近5年間(平成30年度から令和4年度)において、神奈川県は補助事業者に対する現地調査等を実施していない。補助金の交付等に関する規則の運用通知によって、現地調査は「補助事業等のうち、現地調査等を行なわなければ補助金等の額を確定することができないものについて行なう」こととされており、直近5年間は現場写真等の書類で補助金の額を確定することが可能であったことから、補助事業者に対する現地調査等を実施していなかった。

一方、「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要網」第17条において、 財産の処分の制限に関して、処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分 しようとするときは、補助事業者はあらかじめ処分等の承認について知事に申請し、その承 認を受ける必要があり、また、知事は、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一 部に相当する金額の納付を補助事業者に請求する旨が規定されている。しかしながら、EV 充 電設備や燃料電池自動車等は比較的容易に処分(売却含む)可能な財産であることから、こ のような財産に対する補助金を交付する場合、補助事業者が財産処分制限期間内に財産を 処分しても、これを知ることができない。したがって、このような財産に対する補助金を交 付する場合、一定の基準を設けて、補助金支給後、補助事業者に対して現地調査等を実施し、 財産が有効に活用されていることを確認することとされたい。

2 補助事業者に対するアンケート調査の実施について

(意見 15) 補助事業者へのアンケート調査の必要性について

「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要網」第21条において、補助事業者は、神奈川県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査に協力するものとする旨が規定されている。しかしながら、直近5年間(平成30年度から令和4年度)において、神奈川県は補助事業者に対するアンケート調査は実施していない。補助事業者に対してアンケート調査を実施することは、今後の事業や神奈川県全体の考え方の参考等にできる可能性がある。また、アンケート結果をインターネットその他の方法によって公表することは、かながわスマートエネルギー計画の推進に寄与する可能性がある。したがって、必要に応じて補助事業者に対するアンケート調査等を実施し、その結果を公表するとともに、調査結果を適宜予算編成に反映させ、予算実施の有効性の向上や事務事業の効率化を図ることとされたい。

3 各種補助金に係るチェックリスト等の見直しについて (意見 16) 各種補助金に係るチェックリスト等の見直しについて

「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要網」第6条において、補助事業者が補助金の交付申請をする場合は、交付申請に係る書類(補助金交付申請書、補助事業に係る契約書等)を提出しなければならない旨が規定されている。また、この交付要網第7条において、補助事業者からの申請書等の提出があった場合、知事はその内容を審査した上で、補助金交付決定通知書(又は補助金不交付決定通知書)により通知する旨が規定されている。そのため、神奈川県は、補助事業者から提出された申請書等について、提出された書類の不足や不備等を確認するために、「チェックリスト(又はチェック表)」を用いてダブルチェック(複数人による確認)を実施している。

この点、一部の補助事業について、監査人がチェックリスト等を確認したところ、添付書類不要の理由が明確でないケース、確認すべき証憑が例示されている(納品書等)ものについて、例示されている以外の書類を入手した証憑が明記されていないケース、チェック者が作業した日付が記載されていないケースが散見された。

補助金交付申請書受領の日付→チェック作業の日付→補助金交付決定通知書の日付といった時系列を明確にすることによって、手続が適時に実施されていることが記録される。また、二次チェックを効率的に実施するために、一次チェック者は添付書類を不要とした理由ないし確認すべきとして例示されている証憑(納品書等)以外を確認した場合、その証憑の名称を記載すべきである。したがって、各補助事業のチェック項目は通常異なるのであろうが、チェック作業の日付や添付書類を不要とした理由など形式的な作業記録については、各補助事業のチェックリスト等が高度化・均一化するよう見直すこととされたい。

4 自家消費型太陽光発電等導入費補助の補助金額の近隣自治体との比較分析について (意見 17) 自家消費型太陽光発電等導入費補助の補助金額の近隣自治体との比較分析について

自家消費型太陽光発電等導入費の補助事業について、神奈川県では地域状況、財政規模及 び政策目的等に基づいて、補助額や予算額等を決定している。

しかしながら、近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析までは実施していない。また、 近隣自治体の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定しているものの、その検討資料が保管されていないため、検討した過程が不明な状況になっている。近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析し、その検討過程を記録することによって、近隣自治体との共通点、相違点が明確になり、神奈川県における制度設計に役立てることが可能になることから、この比較・分析を実施することとされたい。また、神奈川県と県民等との情報の差(情報の非対称性)を埋めるため、分析の結果を公表することで、より県民等の制度等に対する理解の促進を実施することを検討されたい。

5 EV 等導入促進事業 (EV 導入費補助) の補助金額の近隣自治体との比較分析について (意見 18) EV 等導入促進事業 (EV 導入費補助) の補助金額の近隣自治体との比較分析について

EV 等導入促進事業(EV 導入費補助)の補助事業について、神奈川県では地域状況、財政規模及び政策目的等に基づいて、補助額や予算額等を決定している。

しかしながら、近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析までは実施していない。また、 近隣自治体の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定しているものの、その検討資料が保管されていないため、検討した過程が不明な状況になっている。近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析し、その検討過程を記録することによって、近隣自治体との共通点、相違点が明確になり、神奈川県における制度設計に役立てることが可能になることから、この比較・分析を実施することとされたい。また、神奈川県と県民等との情報の差(情報の非対称性)を埋めるため、分析の結果を公表することで、より県民等の制度等に対する理解の促進を実施することを検討されたい。

6 太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助金額の近隣自治体との比較分析について (意見 19) 太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助金額の近隣自治体との比較分析につ いて

太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助事業について、神奈川県では地域状況、財政規模及び政策目的等に基づいて、補助額や予算額等を決定している。

しかしながら、近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析までは実施していない。また、 近隣自治体の金額等を必要に応じて勘案しつつ、補助額を決定しているものの、その検討資料が保管されていないため、検討した過程が不明な状況になっている。近隣自治体の補助額や予算額等を比較・分析し、その検討過程を記録することによって、近隣自治体との共通点、相違点が明確になり、神奈川県における制度設計に役立てることが可能になることから、この比較・分析を実施することとされたい。また、神奈川県と県民等との情報の差(情報の非対称性)を埋めるため、分析の結果を公表することで、より県民等の制度等に対する理解の促進を実施することを検討されたい。

Ⅳ 中小企業部中小企業支援課の事業について

1 ビジネスモデル転換事業費補助金交付後の売上高等の報告について

(意見 20) ビジネスモデル転換事業費補助金交付後の売上高等の報告の見直しについて

ビジネスモデル転換事業費補助金は、「新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業に要する経費に対して交付する補助金」である。現状では、支援事業者の全体の売上高のみに着目してその成果を捉えているが、本来は「補助対象事業」の売上高等にも焦点を当てて成果を測定すべきである。

神奈川県が報告徴収している売上高等は支援事業者の法人又は個人「全体」のものであり、 それには、ビジネスモデルが転換されていない事業によるもの、他の内容の事業によるもの、 県外で実施されている事業によるものなども含まれている可能性があるため、事業の成果 を測定するには効果が低いと考えられる。「全体」としての売上高等が増加することも重要 であるが、併せて「補助対象事業」の売上高等の成長についても、成果の測定として重要で あると考えられる。

今後、同様の事業を実施するにあたっては、現行の支援事業者の法人又は個人「全体」の 売上高等に加えて、「補助対象事業」の売上高等が、補助金申請時点からどのように変化し ているか、といった実態を捉えることができるような、報告徴収の方策について検討するこ ととされたい。

令和3年度の「売上高等報告様式」においては、令和2年度の「売上高等報告様式」に加えて新たに「2 従業員数報告」としてビジネスモデル転換事業による申請時点からの従業員の増減数を徴収しているように、今後は、例えば、「補助対象事業」の売上高及び売上総利益(又は損失)についても、成果測定の対象とすることを検討することとされたい。

なお、「補助対象事業」に関する利益については、営業利益や経常利益まで報告徴収する と、費用の配賦といった作業が生じ支援事業者の負担が大きくなるため、売上総利益(又は 損失)のレベルで足りると考えられる。

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

(意見 21) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金における営業実態があることの確認 について

本件協力金は、神奈川県からの時短要請等の対象期間において、営業実態があることが要件とされている。しかしながら、本件協力金の申請に際して必要な提出書類として、本人確認書の写しを徴収しているが、それは個人事業主のみである。法人からは登記簿謄本などを徴収していないため、振込先の通帳等の写しを徴収しても、法人の実在性の確認が十分に行われていない可能性がある。また、営業許可証の写しを徴収しているが、その許可証の有効期間が5年以上である場合が多いことから、申請時に営業をしていなくても営業許可証の写しを提出することができ、したがって対象期間における営業実態を確認しているとは言い難い。しかも、「時短営業(休業)の案内」及び「通常の営業時間」を掲示したことがわ

かる写真を徴収しているが、掲示箇所のみの写真が散見される。このような場合、店舗(外観)全体との関連性がわからず、したがって営業実態を確認しているとは言い難い。

対象期間の営業実態を確認するために、例えば、直近の所得税・法人税の申告書、店舗の電気・ガス・水道の利用明細などの補足資料を申請に際して必要な書類として徴収・確認することも必要であったと考えられる。

当時、国が各都道府県に対して宛てた事務連絡においては、本件協力金支給の迅速性や簡便な審査による旨が記載されていることから、以上のような対応となったことはやむを得ないと考えられる。

不正や不適正受給に係る返還債権の発生件数は、交付件数に対して 0.5%に満たない比率 (金額ベースでも同様)であり、大きい数値とは言えないが、そもそも不正や不適正受給が 認識されていない可能性も否定できない。

今後、支給の迅速性などが求められるような同様の事象が生じた場合に備えることが望ましいという意味で、営業実態があることの確認について、その方法等をあらためて検討し、 準備することとされたい。

(意見 22) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金における不正や不適正受給の方法、 発覚の原因についてのサマリーについて

本件協力金については、支給の迅速性を要し、かつ申請が膨大であるため、担当課の職員だけではなく、臨時的に庁内から職員が招集され、その申請の交付要件を審査(チェック)している。臨時的に招集された職員の経験や知見の不足を補うために、各審査項目の内容や注意点が解説されているチェックリスト(例えば、「第 18 弾審査用チェックポイント(神奈川県作成)R 4.3.8」)が作成され、審査前に研修等が行われていることから相当程度に有効な審査が行われているとの心証は得られる。

しかし、不正や不適正受給の方法(手口など)、発覚の原因(通報、自主的な調査、委託の調査など)の別にサマリーした資料はなく、個別の案件ごとに記載し管理しているとのことである。

今後、支給の迅速性などが求められるような同様の事象が生じた場合に備えることが望ましいという意味で、これまでの経験や知見などをもとに、過去の不正や不適正受給の方法、 発覚の原因などの審査のノウハウを文書化し、今後に活用する準備をすることとされたい。

3 かながわ Pay(第2弾)について

(意見 23) かながわ Pay (第2弾) 共同企業体業務における再委託について

かながわ Pay は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売り上げが減少している 県内産業を支援、物価高騰による消費者の負担軽減を目的として令和3年10月から実施さ れた事業である。第2弾は、第1弾に引き続き、令和4年7月(加盟店募集は6月下旬)か ら消費者の利用が開始された。第2弾は、株式会社横浜銀行(以下「横浜銀行」という。)、 株式会社ネットスターズ(以下「ネットスターズ社」という。)、株式会社電通、SocioFuture 株式会社といった合計4社による共同企業体として業務遂行体制を構築し、横浜銀行が代 表者として神奈川県と業務委託契約を締結している。

第2弾は令和4年7月19日からの消費者の利用開始に向けて、令和4年6月20日から加盟店の募集を開始することになるが、第1弾の加盟店の追加募集期限が神奈川県からの要請により1か月間延長され、当該延長によって、4月中旬から下旬に大量の加盟店申請が発生し、ネットスターズ社の審査業務の見通しが立たない状況となった。そこで、ネットスターズ社は加盟店審査業務をりらいあコミュニケーションズ株式会社(以下「りらいあ社」という。)へ再委託した。ネットスターズ社がりらいあ社へ再委託したことは概ね理解できる。何故ならば神奈川県の要請で第1弾における加盟店募集の期限延長が行われたことが、ことの発端となっているからである。

一方、6月20日に加盟店申請画面における不具合が発生したことから、ネットスターズ社はシステムのソフトウェア(プログラム)のテスト業務を株式会社 SHIFT(以下「SHIFT社」という。)へ再委託している。再委託した理由は、6月20日に発生した不具合の原因が、ネットスターズ社のテスト体制の不十分さのためとしているが、システムの品質保持や社内の体制構築はネットスターズ社自身が解決すべき問題であること、SHIFT社が関与しても人為的なミスによるトラブルは防げなかったであろうことから、SHIFT社への再委託費用について、神奈川県が費用負担すべきであったか疑問の余地が残る。しかしながら、神奈川県がSHIFT社の費用負担について、平常時であれば不要であったと考えられるが、第2弾初日に発生した不具合の迅速な復旧対応と、その後の円滑な運営を維持することの重要性を考慮するとやむを得ない措置であったと言える。

システム開発を外部委託した場合、様々な要因で追加費用が発生する可能性はあるが、神 奈川県は業務内容及び業務量などを把握したうえで、金額の妥当性や負担割合などを十分 に検討することとされたい。

(意見 24) かながわ Pay (第2弾) システム開発企業の選定について

ネットスターズ社が開発・運営しているかながわPayの決済システムは、第1弾及び第2弾の実施において多くのトラブルが発生している。トラブルの大半はシステム運用段階における作業ミスや作業結果の確認漏れなどの人為的ミスによるもので、それ以外にも他システムとの連携における仕様の確認漏れ、テストの未実施などシステム設計・開発段階におけるソフトウェアのミスも見受けられる。このような人為的なトラブルを繰り返されると、公的機関のシステムの開発・運営を委託する企業として問題がなかったのか疑念を抱かれかねない。システム開発企業の選定を見誤ってしまうと、システム運用の開始後に、様々なトラブルが発覚し、追加の費用や労力が発生する。神奈川県は十分な検討のうえ、システム開発企業選定時に注意することとされたい。

V 中小企業部商業流通課の事業について

1 商店街の現状と神奈川県の取組みについて

(意見25) 商店街活性化の継続的な取組みについて

神奈川県では商店街の活性化のための事業に取り組んでいるが、県内の商店街数の過去 10 年間の推移を見てみると、平成 25 年 7 月から令和 4 年 10 月まで 182 商店街が減少している。その減少率は 16.7% であり、平均すると毎年約 18 商店街ずつ減少している計算となる。

商店街は、それぞれ実情が異なり、抱える課題も様々であるが、周囲の住民からすれば利便性があり、店舗内で常に顔を合わせる住民同士の間で自然に挨拶や会話が生まれれば、それは重要なコミュニティの場となる。したがって、商店街の減少を食い止めるために、あるいは商店街が持続していくために、そして商店街の活況を取り戻すために、商店街の活性化のための施策は重要であって、そのための財政支出が必要になると考えられる。

この点、近隣の自治体において、1商店街当たり予算規模を比較すると、東京都が突出して大きい。予算規模や商店街数の観点から埼玉県は神奈川県に類似するが、埼玉県では空き店舗検索や他団体支援情報紹介として埼玉大学の社会連携・地域貢献の取組みを紹介するなど神奈川県と異なる施策も実施している。

神奈川県は、このような他の都道府県の施策や予算規模も参考にしつつ、神奈川県の商店街のニーズに合致した商店街活性化施策を実施し、商店街の減少傾向に歯止めをかけるよう努めることとされたい。

2 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助の実施状況について (意見 26) 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助の公平性について

令和4年度において、商店街等プレミアム商品券支援事業費補助は、交付69件(延べ142 商店街)、補助額157,345千円であったが、年2回実施している商店街団体等が20件あり、これを考慮すると交付69件(延べ142商店街)ではなく実質49件(延べ100商店街)であった。複数の商店街団体等が連合して実施するケースもあるが、神奈川県には900位の商店街があることから当該補助を受けた商店街は県内全体の1割強しかないこと、また一つの商店街団体等が年2回実施するところもあれば、1回も実施していない商店街が存在することから、公平性の観点からは望ましいとは言い難い。

この点、当該事業の補助率が 3/4 以内であり、残り 1/4 の部分に係る実費負担があることから、申請をためらった商店街団体等があったと推測することができる。

神奈川県は、商店街団体等への周知を、市町村に協力を依頼するとともに、関係団体を通じた広報、関係団体が発行する情報誌への掲載等により実施している。また、県職員が市町村や関係団体と連携して説明会を開催し、さらに申請がなかった商店街団体等のある市町には直接的な働きかけを行い積極的な参加を促しており、不公平にならないように最大限に努力していることは評価できる。

しかしながら、神奈川県からの直接的な働きかけがあっても申請をためらった商店街団 体等があったならば、その理由を聴取して分析・検討し、商店街団体等が申請をためらわな いよう、例えば実費負担を軽減するなどの追加措置を講じることが可能であったと考えら れる。したがって、今後は類似の補助事業を実施する場合、例えば実費負担を軽減するなど の追加措置を講じることを検討することとされたい。

3 商店街等名産PR事業費補助の効果検証と今後の継続について

(意見27) 商店街等名産PR事業費補助の効果検証と今後の継続について

神奈川県は、商店街等名産PR事業費補助を受けた商店街から補助事業告書を提出させている。この報告書には、「年間売上高」及び「歩行者通行量」(どちらも基準値、目標値、実績値)と「地域住民の満足度」等を記載することになっている。しかしながら、補助事業終了後の翌年度以降の効果検証については、補助額が少額で商店街に負担をかけられないという理由から報告を求めていない。PDCAという観点からは、補助事業終了後の翌年度以降の継続的な効果検証を行うこと、もしも商店街に負担をかけられないのであれば、負担がかからないような効果検証を検討することとされたい。

また、補助事業報告書の「実施結果を踏まえた課題認識」においては「地域の名産品を知らなかったり、名産品を取り扱っている店舗を利用したことがない方が多かったことから、PR活動を継続して取り組んでいく必要性について課題認識等があった」という回答があったとのことである。当該事業は国からの財源で実施したものであるが、このように当該補助を受けた商店街から名産品のPR活動を継続する必要性を認識したとの声があったのであれば、今後は神奈川県が事業費を負担して継続的に実施することとされたい。

4 若手商業者等交流会開催の有効性について

(意見 28) 若手商業者等交流会開催の有効性について

令和4年度における若手商業者等交流会の予算は 252 千円で目標回数は4回であり、その実績額は0千円で実績回数は4回であった。新型コロナウイルス感染症拡大前には毎回 30 名から 40 名程度が参加する規模で実施していたが、コロナ禍で多人数が参加する交流会の開催が困難となり、地域のリーダーとして活躍している商業者のいる商店街へ、今後のリーダーになることが期待される若手商業者が個別訪問するなど少人数での交流に切り替えたことにより、事例発表者への謝金及び会場使用料が発生しなかったためである。

神奈川県では、平成 25 年 7 月から令和 4 年 10 月まで 182 商店街が減少しており、平均すると毎年約 18 商店街ずつ減少している。現在、神奈川県には 900 位の商店街があるが、担い手の高齢化が問題視されている。このような状況において、若手商業者等交流会の目標件数 4 件というのは、到達している目標ではあるものの、交流会としての回数が少ないものと考えられる。また、神奈川県は、当該事業の成果をホームページに掲載しているが、アピールとして物足りないものと考えられる。したがって、市町村の会合や地域商業者の会合等

において継続的に広報し、必要な予算も確保して実施件数を増やすとともに、ホームページ 等でのアピールを工夫して、事業の有効性を高めることとされたい。

5 商店街インバウンド受入推進事業費の有効性について

(意見 29) 商店街インバウンド受入推進事業費の有効性について

神奈川県では商店街へのインバウンド受入れのためのセミナー等を実施しており、それらの実施にあたっては地域の実情に精通する市町村や商工会議所・商工会と連携し、地域の課題やニーズに応じてオーダーメイドに対応することで、各商店街におけるインバウンド対応への理解促進、商店街の魅力発掘、個店の受入れ対応力の向上に繋げ、商店街の振興を図っている。

これらのセミナー等の有効性については、開催前に商店街のニーズを汲み取り、セミナー資料等の事前査閲を行って商店街の振興に繋がる内容であるか否か検討を行っているものの、セミナー実施後は参加者に対するアンケートについて回答が任意であったため、その参加者の生の声まで積極的にすくいあげるところまでは至っていなかった。したがって、今後は、セミナー実施後のアンケートを工夫して回答率を向上させ、参加者の満足度や今後の要望等からも事業実施の効果を測定し、その後のセミナー等に役立てることとされたい。

6 商店街魅力アップ事業費補助の効果検証について

(意見30) 商店街魅力アップ事業費補助の効果検証の報告について

商店街魅力アップ事業費補助の効果検証の報告について、令和2年度に実施した12商店街団体等のうち1団体が歩行者通行量の記載がないまま報告していた。既に計測時期が経過しているため、神奈川県としては、改めて計測し直して報告させることもできず、当該団体に対して計測して翌年度に実績報告するよう指導した。このような報告漏れは当該補助を実施する前にリスクとして想定できたことであり、神奈川県は、このようなことが発生しないように、団体に対して説明等を行っていた。補助事業の有効性を正しく測定するためには、今後このような報告の漏れとこれによる効果検証漏れが発生しないよう、補助を受ける商店街団体等に対して十分な説明を行うこととされたい。

7 商店街観光ツアーの効果検証について

(意見31) 商店街観光ツアーの効果検証について

商店街観光ツアーは商連かながわに委託契約をしているが、「業務委託仕様書」には効果検証についての記載がない。このため、効果検証について質問したところ、アンケートによる満足度調査や県内の商店街のツアーの自立開催数を把握することによっており、商連かながわが実施しているとの回答を得た。しかしながら、「業務委託仕様書」に効果検証についての記載がないことから、商連かながわが必要十分な効果検証を実施しているか不明確である。したがって、効果検証を商連かながわに実施させるのであれば、「業務委

託仕様書」ないし仕様書に効果検証を含め、かつ必要な経費も予算として確保することと されたい。

8 若手商業者グループへのコーディネーター派遣及び商店街振興アドバイザー派遣の有効性について

(意見 32) 若手商業者グループへのコーディネーター派遣及び商店街振興アドバイザー派 遣の有効性について

神奈川県は、若手商業者グループへのコーディネーター派遣及び商店街振興アドバイザー派遣について、商店街のニーズに対応するため多岐にわたるコーディネーター及び専門家を用意しており、派遣した実績もある。しかしながら、神奈川県のホームページは、他の都道府県のホームページの掲載と異なり、これらを具体的に掲載していないため、どのようなコーディネーター及び専門家が派遣され、どのような支援が受けられるか理解しづらい状況にある。

したがって、神奈川県は、アドバイザーの派遣を受けようとする商店街団体等にとって、コーディネーター派遣及び専門家派遣をより受けられやすくし、結果として商店街団体等への派遣が増加し、事業の有効性を高められるよう、他の自治体のホームページを参考として、常時派遣されるコーディネーター及び専門家の顔写真や実績などをホームページに掲載するとともに、神奈川県における成功事例や利用者の声などもホームページに掲載することとされたい。

9 運輸事業振興助成交付金の実績の調査について

(意見33) 運輸事業振興助成交付金の実績の調査について

運輸事業振興助成交付金の実績を調査した結果の調査書において、横浜市交通局と川崎市交通局では「調査の内容」「事業概要」「調査の総評」を記載しており、調査のポイント通りの調査が行われたことが理解できる。これに対して、トラック協会及びバス協会の調査書では「事業概要」が記載されておらず、調査のポイントにある「各帳票金額の積み上げが決算額と合致するか」について確認したのか不明確である。両協会の「事業概要」はページ数が多いため、別紙としているとのことであるが、そうであるならば、両協会の調査書では「事業概要」を省略せずに記載し、「別紙参照」とすることとされたい。

また、当該調査の手続書又はチェックリストに類似したものは存在し、調査結果の保存も してはいるが、誰が調査しても結果が同じになるよう、また調査の過程を後から確認しうる よう、調査項目や調査結果の記録や保存方法について工夫されたい。

VI 中小企業部金融課の事業について

1 中小企業制度融資について

(意見34) 中小企業制度融資メニューの定期的な見直しについて

中小企業の経営環境は厳しい状況であり、金融のセーフティネットとしての中小企業制度融資は、民間金融には手の届かない部分をフォローする重要な役割を担っている。そのため、神奈川県は制度融資の設計者・提供者として、時代の変化に応じた資金需要者の幅広いニーズに適合する様々な融資メニューを継続的に提供する責務を有している。そのため、神奈川県は、融資実績を定期的に分析し、中小企業にとって、より一層利用しやすい中小企業制度融資となるよう融資メニューの内容を適宜見直すこととされたい。

(意見35) 信用保証事業費補助金の実地調査の見直しについて

信用保証事業費補助金については、保証後1年以内に代位弁済に至った取引があることから、当該代位弁済に至った取引については、その経緯を検証し、今後の保証審査にフィードバックすることが必要である。この点、神奈川県は信用保証事業費補助金の実地調査を実施しているが、事業年度終了後にしか行われていないことから、期中管理の強化を行うことが必要である。なぜなら、現状の実地調査では、調査した結果、仮に問題が発覚しても、調査対象年度で改善することはできないからである。さらに、検査対象とする契約についても、事前通知した案件のみではなく、抜き打ちで選定した契約も含めて調査を行う方がより有効である。以上のことから、神奈川県は、信用保証事業費補助金の実地調査について、その時期ないし体制・方法を拡充することとされたい。

2 中小企業高度化資金について

(意見36) 中小企業高度化資金制度の見直しについて

中小企業高度化資金制度のうち、B方式事業以外については、平成27年度以降、新規の貸付実績がない。ここでB方式事業は、二つ以上の都道府県にまたがる広域事業に対する貸付方式である。言い換えると、神奈川県内のみで事業を行う組合等に対しては、平成27年度以降、一つも貸付実績がない状況であることから、当該制度は時代のニーズに適合しなくなってきた可能性がある。したがって、当該制度の利用を促進していくためには、制度設計を再検討し、「利用しやすい制度」として見直すこととされたい。

(意見37) 中小企業高度化資金の回収遅延債権について

高度化資金については、貸付先が組合であること等に起因する特有の事情もあって、延滞 債権の償還は少額かつ長期分納になっており、完済の目途が立ちにくい状況になっている 債権が存在している。神奈川県は、このような延滞債権について、債権の管理コスト及び回 収コストも発生していることから、今後は、より回収を促進するための方策を講じることと されたい。

Ⅲ 労働部雇用労政課の事業について

1 神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の電気料金等の按分計算について

(意見38) 神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の電気料金等の按分計算について

神奈川県立かながわ労働プラザ条例第 10 条第 1 項において、かながわ労働プラザの開館時間は、原則として午前 9 時から午後 10 時までと規定されている。一方、神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の独自事業として開設されている寿労働センター無料職業紹介所では、その開館時間を午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとしており、他の入居団体も多少の違いはあるものの同様の状況である。

神奈川県の説明によると、例えば、電気料金については、指定管理者、入居団体ともに各々の利用面積に応じて按分計算がなされているとのことであるが、同一建物内の指定管理者と他の入居団体では開館時間及び開館曜日に大きな乖離があるため、単純な面積按分が果たして合理的な基準なのかどうか疑問を持たざるを得ない。

この点、監査人は、神奈川県から単純な面積按分が合理的である旨の十分な説明資料を入手することができなかった。

同一建物内において入居条件が大きく異なる場合には、電気料金等のコストを面積按分したうえで入居団体に負担させることが合理的なのかどうか説明できる体制を構築するとともに、その計算が合理的であるかについて定期的に確認する体制を構築されたい。

2 神奈川県立かながわ労働プラザの実績報告書の公表について (指摘1)神奈川県立かながわ労働プラザの実績報告書の公表について

指定管理業務の範囲を定めた神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者募集要項 11 管理の基準 (17) を見ると、神奈川県と指定管理者は、毎年度の実績報告書及び事業計画書等をそれぞれのホームページに掲載し、住民への周知に努めるべきこととされている。

しかしながら、神奈川県のホームページには、平成30年度以降の実績報告書は掲載されておらず、また、指定管理者が作成する神奈川県立かながわ労働プラザのホームページには、定性情報を中心とした令和3年度の実績報告書が公表されているのみであり、他の情報は一切掲載されていない。しかも、令和2年度以前の情報も開示されていない。

この点、利用者満足度調査結果は客観性の高い情報であること、収支決算状況は過去情報ではあるものの実績評価及び将来予測を実施するにあたり最も重要な情報の一つであることから、広く公表すべき性質の情報である。しかも、これらの情報は経年比較することによって意味をなす類のものである。

したがって、神奈川県及び指定管理者である労働福祉協会は、相互に協力して、定性情報 のみならず、どのくらいの期間の情報をどの程度まで公表すべきか早急に議論するなどし て、県民への周知の充実を図られたい。加えて、神奈川県は、公表すべき情報が適時適切に 公表されているかどうかをしっかり確認することができるよう体制を強化されたい。

3 神奈川県立かながわ労働プラザの持続可能性について

(指摘2)神奈川県立かながわ労働プラザの持続可能性について

神奈川県立かながわ労働プラザにおける指定管理者の収支決算状況の推移を見ると、令和元年度から4期連続で赤字の状況である。

この点、神奈川県は、必要に応じて指定管理者との間で、指定管理業務の範囲や指定管理 料等の変更を協議するなど神奈川県の指定管理者制度の指針に則って運用していると主張 するが、指定管理者の経費の節減を自助努力ではどうにもならない水準で推移している。に もかかわらず、現在の指定管理者が当該業務を維持できるのは、他の事業で得られた利益で 補填しているからに他ならない。

このような状況は、神奈川県立かながわ労働プラザという公の施設の指定管理事業単独 で考えた場合には、施設運営の持続可能性に大きな問題がある可能性が高く、また、指定管 理者選定の際に適切な競争原理が働いていない可能性も示唆している。

したがって、神奈川県は、指定管理者選定にあたって競争原理が適切に確保できているのかどうか改めて確認するとともに、指定管理料が適正な水準となるよう努められたい。

4 神奈川県立かながわ労働プラザの貸会議室にかかわる未利用コストについて (意見39)神奈川県立かながわ労働プラザの貸会議室にかかわる未利用コストについて

神奈川県立かながわ労働プラザの指定管理業務の対象となっている貸会議室の利用率が 新型コロナウイルスによる影響を除いても低迷した状況が続いている。

約90億円を投じて建設した神奈川県立かながわ労働プラザの延床面積から算出される減価償却費をもとに推計した未利用のコストは令和4年度実績では年間14百万円超となる。 未利用の原因は、様々な要因が複合的に絡み合っていることから、容易に利用率を向上させることは難しいとは考えられるが、未利用の状態はコストが伴っているという意識のもと、貸会議室の在り方について抜本的な見直しをされたい。

5 神奈川県立かながわ労働プラザの適切な維持管理について

(意見 40) 神奈川県立かながわ労働プラザの適切な維持管理について

神奈川県立かながわ労働プラザは、供用開始から約28年が経過しているものの、建物の構造上、残存耐用年数は四半世紀近くあると考えられる。

ところが、旧レストランの厨房は未使用となってから3年が経過しているにもかかわらず、今後の利活用についての結論が出ていない状況である。

神奈川県立かながわ労働プラザは、不特定多数の利用者が存在する公の施設であること から、未使用となった厨房設備については、長期間放置することのないよう、今後の方針を 早期に定めるなどして、適切な維持管理に努めることとされたい。

6 雇用労政課及び出先機関における備品等の管理状況について

(指摘3) 雇用労政課及び出先機関における備品等の管理状況の見直しについて

雇用労政課は、出先機関を含めると 1,700 超の備品等を管理しているが、これらの備品等の中には、物理的に使用しない備品等も数多く含まれているものと考えられる。行政サービスを広く提供するにあたって、様々な備品が必要になることは理解できるものの、備品等の数が多くなればなるほど、管理コストも比例的に発生する。

したがって、自らの管理可能な備品等の範囲を把握し、備品等の良好な管理を徹底すると ともに、財務規則第174条の規定に従い、使用する必要のない物品等については不用の決定 をすることとされたい。

7 労働センターの外国人労働相談の見直しについて

(意見 41) 労働センターの外国人労働相談の見直しについて

労働センターの本所及び県央支所において、外国人労働相談を毎週又は隔週の頻度で実施している。この外国人労働相談で対象としている外国語は、中国語、ポルトガル語、スペイン語及びベトナム語の4か国語であり、他言語については国や他部署の類似施設に誘導しているとのことである。

監査人の試算によると、全体の外国人労働相談件数は減少傾向にあることに起因して、外国人労働相談の1件当たりのコストは16,000円を超えていることから、現状の外国人労働相談の行政サービスの在り方について疑問を持った。

この点、神奈川県は、利用実績などのニーズ等を勘案しながら対応言語を決めているとしている。しかしながら、実際には、ベトナム語は相対的な稼働率が低いと言わざるを得ない。 また、神奈川県は監査人に効果検証の方法を十分に提示することもできなかった。

今後、日本人の人口減少に起因して外国人労働者が増加する可能性が高く、彼らの労働相談に対する潜在的なニーズは高いと想定されることから、神奈川県は、現状の外国人労働相談の在り方及び効果の検証方法をより充実したものとなるよう見直し、もって外国人労働相談1件当たりコストを削減するなどして、経済性及び効率性を高めることとされたい。

8 かながわ労働センター川崎支所における夜間労働相談の有効性について (意見 42) かながわ労働センター川崎支所における夜間労働相談の有効性について

かながわ労働センターの本所及び川崎支所では、日中の労働相談が困難な方に向けて、19時30分まで延長した夜間労働相談を実施している。ところが、川崎支所における利用者数は、開始以来、低迷した状況が続いている。その原因として、月に1回しか夜間労働相談を利用できず、かつ事前予約が必要という点で、本所と比べて利便性に欠けることが挙げられる。また、1件の相談に対して最低2名の相談体制を構築せざるを得ないことから、利用者数が伸びないと経済性が発揮しづらい。この点、監査人の推計によれば、令和4年度の夜間労働相談1回当たりのコストは14,790円となるため、地方自治法第2条第14項で規定さ

れる「最少の経費で最大の効果」を発揮できているか疑念が生じる。さらに、川崎支所の周辺に居住していないと現実的には利用者が相談に訪れにくいことから、平等性の観点からも疑問が残る。

したがって、神奈川県は、事業全体の経済性、効率性及び平等性の観点から、川崎支所の 夜間労働相談を本所に統合するなど体制の再構築を検討することとされたい。

9 出先機関で保有する絵画の取扱いについて

(意見43) 出先機関で保有する絵画の取扱いについて

出先機関の中には、寄附等により受け入れた絵画がいくつか存在するが、その保管方法が 絵画の保管に適さない環境にある可能性が高い。

寄附者はその絵画を有効に活用してほしいという思いから神奈川県に寄附するのであるから、神奈川県は、美術品の保管状況を網羅的に確認したうえで、これを適切な環境で保管することとされたい。

10 就労支援施設の稼働率向上について

(意見44) 就労支援施設の稼働率向上について

神奈川県は、横浜STビルにおいて、「ジョブカフェ」(かながわ若者就職支援センター) 及び「シニア・ジョブスタイル・かながわ」という二つの就労支援施設の運営を行っており、 関連事業予算は8千万円を超え、神奈川県の重要施策の一つとして位置付けている。

監査人の推計によれば、令和4年度の稼働率は、ジョブカフェが59.7%、シニア・ジョブスタイル・かながわが80.1%となっており、費用対効果の観点から、さらなる稼働率の向上を目指す必要性がある。

この点、稼働率向上のための具体的な施策を明確に示すことは難しい部分もあるが、例えば、神奈川県のホームページで掲載している活用チャートは複雑な作りとなっており、容易に理解することができないという点で改善の余地がある。また、ジョブカフェ及びシニア・ジョブスタイル・かながわのホームページには、上記活用チャートが掲載されておらず、利用者目線に立った適切な周知方法なのか疑問が残る。さらに、横浜STビル内における就労支援施設への誘導も、ハローワークの総合窓口に行かない限り円滑に案内されない可能性が高いことから、工夫の余地がある。

以上のことから、神奈川県は、ジョブカフェ及びシニア・ジョブスタイル・かながわの稼働率の向上を図るために、これまで以上に国と横浜市との連携の強化を図りながら、横浜STビルへの誘導方法のみならず、施設の周知方法について可能な限り工夫することとされたい。

11 就職氷河期世代支援の有効性について

(意見 45) 就職氷河期世代支援の有効性について

いわゆる就職氷河期世代のうち、不安定な就労環境や無業の状態にある方々は、県内に約66,000 人も在住していると推計がなされており、神奈川県は、令和2年度以降、国と連携を取りながら、様々なプログラムを実施してきた。

しかしながら、当該プログラムを通じて正規雇用まで導けたのは、3年間の累計で181人であり、あまりにも成果が乏しいと言わざるを得ない。神奈川県は、令和4年度において、関連事業費として約1億1千万円を投じたにもかかわらず、その成果が目標の3分の1程度であり、地方自治法第2条第14項に掲げる「最少の経費で最大の効果」を発揮できていない。

国が令和4年12月27日付けで公表している「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」によると、令和5年度以降、就職氷河期世代支援の第二ステージと位置づけ、支援策の拡充を図ることを宣言している。

したがって、神奈川県は、国と協力しながら、事業の有効性の観点から、就職氷河期世代に対する支援を拡充することとされたい。

12 障害者雇用率の向上に向けた施策について

(意見 46) 障害者雇用率の向上施策の徹底について

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、従業員が一定 数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を法 定雇用率以上にする義務がある。

この点、神奈川県は、令和4年度の障害者雇用促進事業費として26百万円を超える予算を確保したうえで、法定雇用率を達成するためのKPI目標値を設定し、未達成企業への個別訪問を幅広く実施している。しかしながら、KPI目標値の達成が未達の状況であり、結果的に予算執行の非経済性が際立つ結果となっている。

神奈川県は、3年間で県内の未達成企業約 2,700 社に対して個別訪問を実施するとしているが、限られた人的なリソースを考慮すれば、訪問先をランク分けするなどして個別訪問先を絞り込むこと、また法定雇用率を達成している埼玉県など他県の情報を定期的に収集し、これを活用するなどして、より効率的かつ効果的な法定雇用率向上のための施策を着実に実施していくこととされたい。

Ⅲ 労働部産業人材課の事業について

1 公共職業能力開発施設の募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレット などについて

(意見 47) 募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなど配布物の効果 測定について

神奈川県は、神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県立東部総合職業技術校及び神奈川県立西部総合職業技術校を設置して運営管理し、また国が設置した神奈川障害者職業能力開発校を運営・管理している。各校は応募者の増加及び定員の充足を目指して募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなどを作成し、関係各所に配布しているが、その後は各機関からチラシ不足の連絡が入った際に、その都度再送している。しかしながら、各校はこれらの印刷部数・配布部数をおおむね把握しているものの、それが最終的に何名に行き渡ったのかを把握しておらず、また配布物に対するアンケート調査も実施していない。例えば、上記のうち短大校では、令和4年度にリーフレット(A3版)5,500枚を作成・配布している。その印刷コストは、仮に大手コンビニエンスストアで両面カラーコピーしたのであれば、合計550,000円(=5,500枚×@100円)であると推計される。このように、リーフレット等の配布には、印刷その他のコストがかかるのであるから、その効果を検証することが必要である。

したがって、各校は、募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなどについて、各機関への配布実績を把握することにより、配布物が潜在的な応募者に広く行き渡り、募集案内及びコース案内並びに各校の魅力の周知できているかを確認すること、また今後は配布物に対するアンケート調査を実施し、その調査結果を生徒募集などの校運営に活用することとされたい。

2 SNSの活用について

(意見 48) SNS の活用について

神奈川県の各校は、X(旧 Twitter)について、そのポスト機能を積極的に活用して授業 風景やイベント等を発信しているが、リポストやリプライ機能を活用できていない。Xは無 料で使用できるため、経済的合理性の高い SNS であり、その利用者が多ければ多いほど広報 に役立つ。

また、X以外のSNS を積極的に利用しておらず、各校の魅力をより多くの潜在的な応募者に知ってもらおうという意識が薄いと言わざるを得ない。例えば、Instagram は、10代、20代の利用率が高いため、これから受験・入校を検討するであろう世代や在校者が利用する可能性が高いと考えられる。この点、神奈川県立産業技術短期大学校はInstagram を開設しているものの、それ以外の各校ではInstagram を開設していない。

各校は、後述のとおり、入校定員割れや中途退校者の問題を抱えていることから、これを解決して校運営(予算)の有効性を高める方策の一つとして、各種 SNS の利用率を注視しな

がら、柔軟に対応して SNS を活用することとされたい。

3 神奈川県立東部総合職業技術校の未納授業料の回収について

(指摘4)神奈川県立東部総合職業技術校の未納授業料の回収について

東部校においては、平成29年10月5日に発生した授業料19,800円の未納について、財務規則第66条に基づく督促状、催告書の発行に併せて、臨戸訪問を行っている。それでも納付がなされなかったため、支払督促申立を行い、令和3年4月13日には仮執行宣言付支払督促正本の送達が確認できたのであるが、そこまでに3年半もの時間を要している。

授業料は東部校の収入であり、その収入を用いて管理運営していることを鑑みれば、仮執 行宣言付支払督促正本の送達が確認でき、強制執行の手続を実施できるのであるから、令和 5年8月末時点で2年以上未実施の状態を続けることなく、直ちに実行することとされた い。

4 障害者就職促進委託訓練実施業務の改善について

(意見 49) 障害者就職促進委託訓練実施業務の見直しについて

神奈川障害者職業能力開発校は、障がいのある方が身近な地域で就職に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することができるよう、短期の公共職業訓練を外部委託し、多様な訓練の実施を目指している。しかしながら、コロナ禍の前を含め直近6年間において、参加率が50%未満のコースが総コース数のうち40%から65%の割合で推移していることが判明した。参加者が非常に少ないコースは、事業の有効性が低いと言わざるを得ない。したがって、神奈川県は、事業の有効性の観点から、受講者の参加率が50%を下回るようなコースについて例えば統廃合の方法を検討するなどの対策を行うほか、必要に応じ制度設計を行っている国との相談、調整のうえ、委託訓練コースの規模の適正化に向けて見直していくこととされたい。

5 神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校の中退者について (意見50)神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校における就職 以外の中退者の削減について

直近6年間(平成29年度から令和4年度)において、就職以外の中退率は、東部校11.9% ~14.5%、西部校7.2%~12.7%となっている。

各校は、入校者全員が就職することを目指してコースを設置して運営していることから、 就職以外の中退者が多い状況は、その分だけ授業料収入が確保されないことから、校運営コ ストの負担が大きくなり、したがって事業予算の有効性が損なわれていると言わざるを得 ない。

各校は、具体的な対策として、入校前のオープンキャンパスや体験入校、ホームページによりコースや就職についての理解を深めてもらい、入校後のミスマッチが低減するよう努

めている。また、訓練中の悩みや就職に関する相談を個別に行うことや、心理カウンセラー に個人的に相談することができる体制を整えている。

しかしながら、このような対策を講じても、就職以外の中退者が多い現状を鑑みれば、事業予算の有効性を高めるため、更なる対策を策定・実行することとされたい。

6 神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校の就職中退者に対するフォロー体制の構築について

(意見 51) 神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校の就職中退者 に対するフォロー体制の構築について

神奈川県は、東部校、西部校の維持費予算を令和4年度において、それぞれ71百万円、39百万円としており、公共職業能力開発施設として重要な拠点であると位置付けている。 東部校、西部校の目的は入校者を専門技術者に育て、就職までサポートすることであり、就職するための技術を身に付けることが東部校、西部校の役割といえる。しかしながら、就職による中退率は直近6年間において、11.6%から19.9%で推移している。就職による中退者が存在するということは、訓練が途中で終了し、身に付けるべきであった技術が中途半端な状態で就職していることを意味する。各校は、就職による中退者に対して、就職後のアンケートや個別的なフォローを実施していない。

したがって、事業予算の有効性を高めるため、就職による中退者に対して、アンケートに よる就業状況の調査を実施するとともに、未受講の授業について、「プロの技術」を身につ けさせるための個別的なフォローを実施することができる体制を構築することとされたい。

7 神奈川県立産業技術短期大学校の入校状況について

(意見52) 神奈川県立産業技術短期大学校の定員割れの改善について

短大校の定員は200人であり、直近6年間における入校者数の推移は、平成30年度170人、令和元年度176人、令和2年度167人、令和3年度146人、令和4年度156人、令和5年度137人と、常に定員割れをしており、入校率が減少している傾向が見てとれる。

定員を受け入れるために、短大校の維持管理費を費やしているのであるから、入校者数が減少して定員割れが生じている現状においては、事業予算の有効性が低下していると言わざるをえない。

短大校は、入校率を高めるために様々な施策を実施しているが、少子化や近隣他校の存在を定員割れの理由に挙げており、また入校率の高い他県との比較で短大校は劣っていないというマインドである。このようなマインドでは、短大校の入校率を上げることは難しい。神奈川県では中小企業から短大校への要望や求人数が多いという状況であることから、これに答えるため、マインドをリセットし、入校率を上げて、事業予算の有効性を高めるための抜本的な改革を早急に策定・実行することとされたい。

8 神奈川県立産業技術短期大学校の施設の老朽化について (意見53)神奈川県立産業技術短期大学校の施設の老朽化について

短大校は平成7年4月の開校から約28年が経過している。監査人が短大校を視察したところ、老朽化が進み、修繕が必要な箇所や修繕が不可能な空調設備も散見された。学校見学者に対するアンケートの結果においても、設備の老朽化が指摘されている。しかも、そのような意見は複数年のアンケート結果で見られ、したがって、短大校は老朽化によって受験を避けられている可能性がある。

神奈川県は、短大校の入校率を向上させ、生徒が快適な環境で学べるよう、早期に施設の大規模修繕計画を策定・実行することとされたい。

区 KIP(公益財団法人神奈川産業振興センター)の事業について

1 正味財産増減計算書と財務諸表の注記の記載について

(意見54) 正味財産増減計算書における表示の適正性について

KIPは年間10億円を超える規模の補助金を受けており、そのうち神奈川産業振興センター事業費補助金(国庫)未病、小規模企業者等設備貸与事業費補助金及びエネルギー使用合理化事業者支援補助金は、指定正味財産として受け入れている。指定正味財産とした補助金は、その目的に沿った使用により制約が解除される額を一般正味財産へ振り替えることが公益法人会計基準で定められている。

この点に関して、KIPの令和4年度の正味財産増減計算書においては、「経常外収益」の指定正味財産振替額27百万円の中に、小規模企業者等設備貸与事業費補助金の目的事由の発生に伴う受取補助金の振替額21百万円が含まれている。小規模企業者等設備貸与事業費補助金は、小規模企業者等への貸与事業における交付対象経費について神奈川県が補助金を交付したものである。KIPは、これを「貸倒引当金積立金」として区分管理し、目的使用に充てるとともに、将来の貸与事業の廃止の際には、残余金を神奈川県に返還することになっている。KIPにおける補助金の重要性と指定正味財産の会計処理の重要性を鑑みれば、「経常外収益」に計上されている小規模企業者等設備貸与事業費補助金にかかわる「指定正味財産振替額」は、小規模企業者等設備貸与事業における経常的な事業の結果に伴う補助金の使用であることから、「経常収益」において「受取補助金等振替額」として計上することとされたい。また、「経常外収益」に計上されている「小規模企業者等設備貸与事業費補助金」以外の指定正味財産振替額については、過去に指定正味財産として受け入れた際の内容を確認し、例えば受取寄附金による指定正味財産であれば「受取寄附金振替額」とするなど適切な勘定科目で会計処理をすることとされたい。

2 正味財産増減計算書内訳表について

(意見55) 正味財産増減計算書内訳表の内部取引等消去欄の整理について

KIPは、令和4年度の決算諸表として、貸借対照表、貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表に対する注記、 附属明細書及び財産目録を作成している。

このうち、正味財産増減計算書内訳表については、「内部取引消去」欄に0以外の金額が残ったものを最終的な正味財産増減計算書内訳表としている。これは、正味財産増減計算書内訳表の「内部取引消去」欄よりも左側の「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」又は「法人会計」の会計区分の計上額の中に、「内部取引消去」前の金額となっている科目が含まれることを意味する。

KIPの説明では、本来収益事業を実施するフロアにおいて、公益目的事業を実施するような場合に、本来収益事業で得られる相当額を収益事業等会計において認識する整理を実施している。そのため各会計区分で最終的に計上すべき額よりも「内部取引消去」欄の額だ

け該当する収益及び費用が過大となるが、内部取引等消去欄で消去することで合計額として正味財産増減計算書と一致するということであった。また、KIPでは、公益法人に提出が義務付けられる公益認定法上の定期提出書類のうちの公益目的事業比率の算定等においては、正味財産増減計算書内訳表の各会計区分の金額から適正に調整して各会計区分における適正な事業費・管理費を算出し、正しい公益目的事業比率を計算しているとのことである。

しかしながら、「内部取引消去」欄の額だけ各会計区分で計上すべき額よりも該当する収益及び費用が過大となる正味財産増減計算書内訳表では公益目的事業比率等を適正に算定しない公益法人が出現しかねないことから、認定法施行規則第30条第6項に規定する正味財産増減計算書内訳表においては、「内部取引消去」欄の額を各会計区分で適正に控除し「内部取引消去」欄の額が0となる正味財産増減計算書内訳表が最終的な正味財産増減計算書内訳表とされている。

したがって、KIPにおいては正味財産増減計算書内訳表を作成するにあたって、内部取引等を消去した後の適正な金額をもって、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の収益及び費用を計上することを検討されたい。

(意見56) 正味財産増減計算書内訳表における補助金の計上区分について

神奈川中小企業センタービルは、神奈川県とKIPの二者によって所有されている。地下 1階から地上 14 階までのフロアがある。このうち、4 階から 6 階までを神奈川県が所有し、それ以外をKIPが所有している。神奈川県は所有する 4 階から 6 階のうち、神奈川県が他の法人へ直接貸与等している部分以外の部分をKIPに貸与し、KIPは公益目的事業等に使用している。KIPは自己所有する部分のうち、地下 1 階と 7 階のそれぞれ一部において公益目的事業を実施し、それ以外の殆どを収益事業として賃貸している。

KIPは、正味財産増減計算書内訳表の収1 (ビル運営事業)区分に21百万円の受取地方公共団体補助金を計上している。この内訳は、神奈川産業振興センター事業費補助金17百万円、神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補助金3百万円である。これらの補助金は、センタービルの共用部分(専有部分以外)に関する費用負担について、神奈川県とKIPの共同負担とする合意書に基づいて交付されている。すなわち、神奈川県所有のセンタービル4階から6階の専有部分のうち、KIPが貸与を受けている割合で共用部分の持分割合を算定し、共用部分に関する神奈川県の費用負担相当額を、上記二つの補助金としてKIPに交付している。

しかしながら、そもそもKIPはセンタービルの4階から6階において、収益事業だけではなく、公益目的事業及び法人管理業務も実施しているのであるから、当該補助金は正味財産増減計算書内訳表において各事業等における使用割合に基づき、公1(中小企業支援事業)及び収2(工業見本市等イベント開催事業)並びに法人会計にも計上することを検討されたい。

(意見57) 収益事業の見直しについて

令和4年度のKIPの正味財産増減計算書内訳表において、収2(工業見本市等イベント開催事業)区分に16百万円の受取地方公共団体補助金が計上されている。これは、工業見本市等開催のための人件費を対象とした補助金である。一方、収2における当期経常増減額は、5百万円であり、仮に補助金がなければ、利益見込みが必要とされる公益法人における収益事業等において当期経常増減額は△11百万円(赤字)ということになる。

したがって、KIPは、工業見本市等イベント開催事業を収益事業として今後の継続方法を検討したうえで、利益を獲得できる収益事業として再構築するか、あるいは利益を求めない公益目的事業として再構築することとされたい。

3 センタービルの施設の利用促進について

(意見58) センタービル施設利用率の促進について

監査人は、令和5年8月1日に視察した際、7階のシェアードオフィス7部屋のうち、3部屋が空室、7階の第1インキュベートルーム12部屋のうち、4部屋が空室、及び地下1階の第2インキュベートルーム5部屋のうち4部屋が空室となっていることを確認した。その空室率は、 $(3+4+4)\div(7+12+5)=45.8\%$ となっている。インキュベートルームは、KIP自らが公益目的保有財産として保有する財産であり、専ら公益目的事業のために保有し使用されるべき財産である。インキュベートルームは、その性質から、一定期間で退出してもらわなければならないという制約があり、空室率を低減させることが容易でないが、公益目的事業として公益性を発揮しなければならないことから、利用条件等を見直すなどして、より利用率を向上することとされたい。

また、貸会議室・多目的ホール事業はKIPの収益事業であるが、これは一定の利益を確保することで公益目的事業の財源を確保するという、公益法人としても目的に適合しなければならない。KIPの貸会議室・貸ホールは、コロナ禍において利用件数が大きく落ち込んでいたが、令和4年度は令和元年度の水準まで回復しつつある。しかしながら、平成30年度の利用水準までは回復していない。収益事業は公益目的事業の財源として寄与しなければならないことから、貸会議室・貸ホールの利用をより促進するよう、その方策を検討することとされたい。

4 アクセス記録について

(意見59)情報セキュリティ対策としてのアクセス記録のモニタリングについて

KIPは、アクセス記録の管理方針について、情報セキュリティ対策基準に「定期的にアクセス記録等を分析、監視する。」と規定している。しかしながら、その運用において、異常なアクセスが検知されなかったことを記録していないことから、アクセス記録を分析・監視したことを、第三者は確認することができない。

更に、「就業時間外のアクセスを発見したことはないため、フォローアップの事例はない」ということから、そのフォローアップ手続も整備・運用されていない。就業時間外のアクセスと勤務時間に大きな乖離があった場合、労働基準法第37条に抵触するおそれがあるため、就業時間外のアクセスは勿論のこと、その他の異常なアクセスを検知した場合のフォローアップ手続も整備することが必要である。

以上のことから、情報セキュリティ対策としてのアクセス記録のモニタリングについては、「異常なアクセス」を文書で定義したうえ、定期的にアクセス記録等を分析、監視し、その記録を文書化するとともに、就業時間外のアクセスを検知した場合のフォローアップ手続を整備・運用することとされたい。

(意見60)情報セキュリティ対策としてのアクセス記録の保存期間について

アクセス記録は SKYSEA Client View の設定によって約1年分(365日+1~2日分)保存されているが、1日経過するごとに最も古いアクセス記録1日分が自動的に消去され、アクセス記録のバックアップを取得して保管する運用とはなっていない。

アクセス記録の保管については、情報セキュリティ対策基準に「一定の期間保存する」と 規定されているだけで保存期間は明示されていない。アクセス記録は、不正や情報漏洩など の問題が発覚した際に過去に遡って異常なアクセスの有無を確認するための有益な情報で ある。しかしながら、現状の運用では1年以上前の異常なアクセスの有無を発見することが できない。IT コストをかけて有用なツールを導入しているのであるから、アクセス記録を 有効活用できるよう定期的なバックアップを取得するとともに、保存期間についても見直 すこととされたい。

5 USBメモリの管理について

(意見 61) USB メモリ管理の見直しについて

KIPでは、USBメモリを各部署に1台から複数台配布し、主に社内会議、セミナーなどで使用するノートPCへのデータコピーに使用している。USBメモリは管理者によって管理されており、使用していない時は施錠できるキャビネットに保管され、キャビネットの鍵は管理者が管理している。また、PC管理ツール(SKYSEA Client View)を用いて、未登録のUSBメモリは使用できないよう制限されている。

しかしながら、USBメモリに関して、利用申請書のような文書はなく、管理者への口頭申請によって貸与されている状況である。また、貸出簿のような記録も存在しないため、使用内容の詳細(誰が、いつ、使用期間、用途など)は、管理者の記憶に頼る状況になっている。部署で保有している USBメモリが1台のみで、貸与期間も短期であれば、記録がなくてもある程度は記憶に留められるであろうが、長期間の貸与や部署で複数台保持している場合、いつ、誰が、どのような用途で利用したか記憶することが困難である。規定されている USBメモリの管理方針は、記憶媒体の保管と処分のみであり、貸与及び返却の際の具体的な手続、

貸与記録の作成・保管について明文化した文書は存在していない。このため口頭申請など、暗黙のルールに則った USB メモリの貸与が行われている。

また、KIPは、年1回(特に基準日を設けずに、1月から3月の間の繁忙でない時期に)、USBメモリの棚卸を実施することによって管理台帳を作成している。しかしながら、現状のUSB管理台帳は、作成した日付や作成者などが記録されておらず、承認日、承認者、利用状態(使用・未使用)などの情報も記録されていないという問題点がある。

KIPのサーバーには、事業情報、財務情報、契約情報、人事情報及び顧客情報など、様々な情報が蓄積・保存されている。これらの情報は、今後の事業展開や顧客サービスの向上を検討する際の収支報告や分析資料の基になる貴重な財産である。「事業情報、財務情報、契約情報、人事情報及び顧客情報は、USBメモリを利用して持ち出していない」ということであるが、貸与に係る記録が一切存在しないことから、それを第三者は確認することができない。もし、KIPから情報が漏洩した場合、信頼の低下、法的責任、業務の中断など経済的損失は計り知れない。以上のことから、貸与から返却までの管理方針・方法の明文化、管理台帳の見直し、棚卸結果記録の作成・保管など、USBメモリの管理について改善することとされたい。

第4 指摘・意見の一覧表

第4 指摘・	意見の一覧表		
項番	指摘・意見のタイトル	所管課 (出先機関を含 む)	頁
意見 1	委託事業候補者の参加意思表明書(様式)の見 直しについて	産業振興課	33
意見2	委託事業候補事業者に対する暴力団排除条項に 関する確認の必要性について	II	33
意見3	第三者への支援を委託する業務における、支援 先の暴力団等反社会的勢力排除手続の必要性に ついて	II	33
意見4	委託事業に係る成果物等の帰属についての契約 書等の必要性について	II	34
意見 5	委託業務への参加希望事業者から提出を受ける 見積書に基づく見積額の積算の適正性に関する 審査について	II	34
意見6	「HATSU 鎌倉」及び「SHIN みなとみらい」の名 称及びロゴの商標登録等の必要性について	II	35
意見7	企業誘致に関する KPI とその効果検証・活用の 見直しについて	企業誘致・国際 ビジネス課	36
意見8	企業立地審査会の議事公開内容の充実について	11	36
意見9	神奈川産業振興センター国際ビジネス事業費補 助等にかかわる補助金交付団体調査書(様式) の見直しについて	n	36
意見 10	外国企業誘致促進事業費等の効果検証に関する 収集データの充実強化について	"	37
意見 11	ジョブフェア業務委託先の評価方法の充実強化について	II	37
意見 12	中小企業海外展開支援事業にかかわるデジタル コンテンツ作成支援補助の活用について	II	37
意見 13	中小企業海外展開支援事業の効果測定に関する 収集データの充実強化について	II	38
意見 14	補助事業者への現地調査等の見直しについて	エネルギー課	39
意見 15	補助事業者へのアンケート調査の必要性について	II	39
意見 16	各種補助金に係るチェックリスト等の見直しに	JJ	40

	ついて		
意見 17	自家消費型太陽光発電等導入費補助の補助金額		40
	の近隣自治体との比較分析について	"	40
意見 18	EV 等導入促進事業 (EV 導入費補助) の補助金額		4.1
	の近隣自治体との比較分析について	"	41
意見 19	太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費の補助金額	,,	4.1
	の近隣自治体との比較分析について	"	41
意見 20	ビジネスモデル転換事業費補助金交付後の売上	中小企業支援課	40
	高等の報告の見直しについて	中小企業又抜硃	42
意見 21	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金にお	II.	42
□尼兄 21	ける営業実態があることの確認について	"	42
	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金にお		
意見 22	ける不正や不適正受給の方法、発覚の原因につ	II .	43
	いてのサマリーについて		
意見 23	かながわ Pay (第2弾) 共同企業体業務における	"	43
AES 70. 20	再委託について	"	10
意見 24	かながわ Pay (第2弾) システム開発企業の選定	"	44
	について	"	11
意見 25	商店街活性化の継続的な取組みについて	商業流通課	45
意見 26	商店街等プレミアム商品券支援事業費補助の公	"	45
76.70 20	平性について		
意見 27	商店街等名産PR事業費補助の効果検証と今後	"	46
	の継続について		
意見 28	若手商業者等交流会開催の有効性について	II .	46
意見 29	商店街インバウンド受入推進事業費の有効性に	"	47
76K 76 = 0	ついて		
意見 30	商店街魅力アップ事業費補助の効果検証の報告	JJ	47
, <u>u</u> , <u>y</u> <u>u</u>	について		
意見 31	商店街観光ツアーの効果検証について	11	47
意見 32	若手商業者グループへのコーディネーター派遣		
	及び商店街振興アドバイザー派遣の有効性につ	"	48
	いて		
意見 33	運輸事業振興助成交付金の実績の調査について	II.	48
意見 34	中小企業制度融資メニューの定期的な見直しに	金融課	49
	ついて		

意見 35	信用保証事業費補助金の実地調査の見直しにつ	II.	49
+=	いて		
意見 36	中小企業高度化資金制度の見直しについて	"	49
意見 37	中小企業高度化資金の回収遅延債権について	II .	49
意見 38 指摘 1	神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の電	 雇用労政課	50
	気料金等の按分計算について	/E/14/34/5/19/K	
	神奈川県立かながわ労働プラザの実績報告書の	JJ	50
	公表について	,,	
性協っ	神奈川県立かながわ労働プラザの持続可能性に	ı,	51
指摘 2	ついて	"	91
	神奈川県立かながわ労働プラザの貸会議室にか		F.1
意見 39	かわる未利用コストについて	JJ	51
÷= 40	神奈川県立かながわ労働プラザの適切な維持管		-1
意見 40	理について	<i>''</i>	51
	雇用労政課及び出先機関における備品等の管理		
指摘3	 状況の見直しについて	"	52
	労働センターの外国人労働相談の見直しについ		
意見 41	τ	<i>II</i>	52
* = 40	かながわ労働センター川崎支所における夜間労		F.0.
意見 42	働相談の有効性について	JJ	52
意見 43	出先機関で保有する絵画の取扱いについて	11	53
意見 44	就労支援施設の稼働率向上について	II .	53
意見 45	就職氷河期世代支援の有効性について	II .	53
意見 46	障害者雇用率の向上施策の徹底について	JJ	54
	募集案内及びコース案内並びに各校で印刷する		
意見 47	 リーフレットなど配布物の効果測定について	産業人材課	55
意見 48	SNS の活用について	"	55
指摘4	神奈川県立東部総合職業技術校の未納授業料の		
	回収について	II .	56
意見 49	障害者就職促進委託訓練実施業務の見直しにつ		
心元 サッ	いて	ıı	56
意見 50			
ASS JE VV	部総合職業技術校における就職以外の中退者の	ı,	56
	部総合職条技術校にありる税職以外の中返名の 削減について	"	90
辛日 51		"	F7
意見 51	神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西	"	57

		,	
	部総合職業技術校の就職中退者に対するフォロ		
	一体制の構築について		
意見 52	神奈川県立産業技術短期大学校の定員割れの改	II	57
	善について	"	57
意見 53	神奈川県立産業技術短期大学校の施設の老朽化	IJ	F0
	について	"	58
辛日 [4	正味財産増減計算書における表示の適正性につ	神奈川産業振興	F0
意見 54	いて	センター	59
辛日 [[正味財産増減計算書内訳表の内部取引等消去欄	,,	50
意見 55	の整理について	"	59
辛日 [6	正味財産増減計算書内訳表における補助金の計	II .	60
意見 56	上区分について		60
意見 57	収益事業の見直しについて	"	61
意見 58	センタービル施設利用率の促進について	II .	61
意見 59	情報セキュリティ対策としてのアクセス記録の	,,	C.1
	モニタリングについて	"	61
意見 60	情報セキュリティ対策としてのアクセス記録の	,,	CO.
	保存期間について	"	62
意見 61	USB メモリ管理の見直しについて	11	62
·			